

平成28年 第3回 定例会

田原本町議会会議録

平成28年9月7日

午前10時00分 開議

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番 牟田和正君	2番 阪東吉三郎君
3番 森井基容君	4番 安田喜代一君
5番 森良子君	6番 古立憲昭君
7番 西川六男君	8番 竹邑利文君
9番 辻一夫君	10番 吉田容工君
11番 植田昌孝君	12番 松本美也子君
13番 小走善秀君	14番 吉川博一君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 坂本定嗣君 議事係長 森惠啓仁君

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 森章浩君	総務部長 持田尚顕君
住民福祉部長 中屋敷晃弘君	産業建設部長 森博康君
上下水道部長 山田英二君	人事課長 三浦明君
監査委員 井上喜一君	教育委員長 田部井紀美子君

教 育 長	片 倉 照 彦 君	教 育 部 長	竹 島 基 量 君
会 計 管 理 者	奥 山 佳 延 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	北 田 喜 史 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 内 章 司 君		

平成28年田原本町議会第3回定例会議事日程

9月7日（水曜日）

○開 議（午前10時）

○一般質問

1. 8番 竹 邑 利 文 議員

1. 潤いの町、田原本に

- (1) ふるさと納税に対する本町の現状と取り組みについて
- (2) あいのりタクシー「ももたろう号」のルート拡大について
- (3) 地域公民館等建築補助金について

2. 7番 西 川 六 男 議員

1. 幼稚園の耐震補強工事について

- (1) 耐震補強工事の実施状況について
- (2) 今後の取組について

2. 障がい者に対する施策について

- (1) 「ユニバーサルデザインの町づくり」について
- (2) 手話通訳者は何人おられるのか。
- (3) 窓口到手話通訳者の設置を！
- (4) 手話奉仕員の養成について

(5) 緊急時の対応は

3. し尿処理業者に対する「支援金」について

- (1) 平成28年以降の対応について
- (2) 他の市町村の対応について

4. 職員の研修体制について

- (1) どのような研修を実施してきたのか。

(2) 自己啓発等休業に関する条例の活用状況について

3. 10番 吉田容工 議員

1. 町道田原本54号線について

- (1) この道路接続は住民の要望か？町主導か？町は何のために接続するのか？
- (2) 費用対便益は？自動車や歩行者への影響は？住民生活等への影響は？どう判断されているのか？
- (3) 田原本54号線を東に延長する事業を断念しますか？進める場合は、住民の理解を得られる説明を求めます。

2. 補償事業としての道路改良工事について

- (1) 協定書の内容を必ず実施しますか？
- (2) この補償事業は、どこまで進んでいますか？特に、取得すべき用地の地権者が何人おられて何人と合意に至っているのか？県道については実施できるのか？
- (3) (仮)西部幹線事業はマスタープラン通り実施するのか？
- (4) 補償事業の責任者は誰ですか？担当部署はどこですか？推進体制をどうされますか？

3. 見守り活動について

- (1) 本町の一人暮らし高齢者は何人ですか？見守り活動の体制と種類ごとの対象者数はどうなっていますか？
- (2) 見守りを統括する部署はどこですか？
- (3) ヤクルトと提携して見守り活動を強化しませんか？

4. 2番 阪東吉三郎 議員

1. 汚水処理構想について

- (1) 下水道への接続率の向上について
- (2) 汚水処理施設の早期整備について

5. 5番 森良子 議員

1. 唐古の資材置き場について

住民の不安をなくすための対応について

2. 自主防災組織補助金交付について

同一年度内において再度補助金の交付申請をすることができない理由
は？

6. 12番 松本美也子 議員

1. 食品ロス削減に向けて

- (1) 学校給食等における取組みについて
- (2) 各家庭への普及・啓発について
- (3) フードバンクへの支援・活用について
- (4) 民間事業者への食品ロス削減への普及・啓発について

2. 共に幸せを感じられるまちづくりのために

田原本町のオリジナルの婚姻届及び出生届の作成について

7. 6番 古立憲昭 議員

1. 災害に強いまちづくり

- (1) 重要拠点施設の耐震性能
- (2) ライフライン施設の耐震性能
- (3) 「事前防災」の実践、拡大防止、迅速な復旧復興
- (4) 避難所の「質の向上」について

2. 被災者台帳「被災者支援システム」の導入・運用について

「被災者支援システム」の導入・運用について

○総括質疑（議第37号より議第43号まで及び認第1号の8議案について）

○散 会

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開議

○議長（辻 一夫君） ただいまの出席議員数は14名で定足数に達しております。
よって、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

一 般 質 問

○議長（辻 一夫君） 一般質問を議題といたします。

なお、質問については、念のため申し上げます。会議規則第63条において準用する第55条の規定により3回を超えることはできません。

それでは、質問通告順により順次質問を許します。8番、竹邑議員。

（8番 竹邑利文君 登壇）

○8番（竹邑利文君） おはようございます。議長のお許しを得まして一般質問させていただきます。

1. 潤いの町、田原本に。

（1）ふるさと納税に対する本町の現状と取り組みについて。

「ふるさと納税」により控除される限度額は約2倍に拡充され、手続の簡素化等により、2015年度の寄附額は前年度の4倍となった。

全国トップの寄附額は宮崎県の都城市で42億円超で、返礼品の牛肉や焼酎などが人気を集めたようである。

ふるさと納税は、自治体の増収だけでなく、返礼をてこにして地域産業の需要拡大や関連雇用など地域振興を実現している成功例もあり、本町の現状と取り組みをお答えください。

（2）あいのりタクシー「ももたろう号」のルート拡大について。

「ももたろう号」の現状使用できるルートは町内に限定されている。

森町長公約の広域連携や、天理市との定住自立圏の協定も近々あると思われ、町外へのルート拡大についてのお考えをお答えください。

（3）地域公民館等建築補助金について。

自治会公民館は地域住民の憩いの場所であり、災害発生時の避難所等、地域の重

要な拠点であります。その多くは古い建物で、地震などの災害に備えて補強・建て替えの需要は多いと考えております。建築業界の災害需要・オリンピック需要・人手不足による工事価格が高騰しております。地域公民館建築補助金の拡充についてのお考えをお答えください。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

（総務部長 持田尚顕君 登壇）

○総務部長（持田尚顕君） 8番、竹邑議員の第1番目「潤いの町、田原本に」のご質問にお答えいたします。

まず、「本町のふるさと納税の現状と取り組み」につきましては、ふるさと寄附金の使途を「唐古・鍵遺跡の整備」、「子どもの健全育成」、「教育環境の整備」、「地域産業や観光の振興」、「その他必要な事業」の5つの事業として、平成20年10月から開始をいたしました。

昨年度末での合計は、寄附件数が1,918件で、寄附金額が3,180万円余りで、事業に活用した額は600万円余りとなっています。

ここ5年間の寄附金の状況は、平成23年度が125件で104万円、24年度が339件で267万円、25年度が539件で1,461万円であり、このうち大口1,000万円の1件を除くと461万円、26年度が591件で936万円、このうち大口500万円の1件を除くと436万円、27年度が188件で148万円となっています。

平成25年度・26年度が増加した主な要因は、返礼品の「お米 ひのひかり」や季節の「ふるさと野菜セット」に人気があったところですが、平成27年度は同様の返礼品のある他団体に寄附が流れたことで減少したと推察しており、今後、返礼品の種類を増やすなど充実を図ってまいりたいと考えております。

また、ポータルサイト上で本町の魅力や特産品の情報を積極的に情報発信していくとともに、インターネットによる申し込みやクレジットカード払いなど、申込方法を拡充するため、今年度で民間業者の一括業務代行を導入してまいります。

次に、「あいのりタクシー「ももたろう号」のルート拡大」につきまして、ももたろう号は、高齢者等の交通弱者の日常生活における外出支援や交通不便地域にお住まいの方の駅などへの移動のため、デマンド型乗り合いタクシーを運行している

もので、町内各地と駅、公共施設また医療機関、商業施設への移動手段としてご利用いただいております。

昨年度の利用状況は、1日当たりの便数が9.2便、利用者数が21.8人で、1便当たりの利用者は2.3人となっています。

目的地で多い所は、田原本駅が520回、ふれあいセンターが310回、国保中央病院が280回、老人福祉センターが180回などです。

町外への運行の拡大につきましては、町内における移動手段の確保を目的としており、町外の施設と直接結ぶことは考えておりません。なお、協議会での承認されたデマンドタクシーはその区域のみの運行に限られており、区域外での運行には運行区域外の地域協議会と協議し承認を得る必要があります、既存の交通事業者への影響なども議論されるものと考えられます。

また、天理市との定住自立圏形成における連携事業として、コミュニティーバスとの相互連携につきましては体制づくりの検証を進める必要があります、今回の協定項目からは外れたところですが、今後、検討を進めていく課題であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 教育部長。

（教育部長 竹島基量君 登壇）

○教育部長（竹島基量君） 私のほうからは、第3番目の「地域公民館等建築補助金」についてのご質問にお答えをいたします。

補助金拡充の考え方についてのお尋ねでございますが、当該補助制度につきましては、地域の公民館活動の促進と地域住民の方々の福祉の増進を図ることを目的としたもので、自治会が地域公民館等を新築・改築や修繕などをされた場合、予算の範囲内において、それぞれの区分に応じて費用の一部を補助するものであります。

ここ数年、地域公民館の老朽化が著しく、修繕等に係る補助申請の件数及び申請額が増加しており、今年度については予算を大幅に増額したところでございます。

今後も、多くの公民館が老朽化し、その建て替えや修繕等の需要が高まることが想定される中、限られた財源でより多くの自治会のご要望にお応えしていかなければなりません。

こうしたことから、現時点では補助金を拡充することは非常に困難であると考えておりますが、議員お述べのとおり、公民館は地域の皆さんの憩いの場であり、災害発生時の避難場所等としての重要な拠点でございますので、これからも先進自治体の情報収集等、調査研究を続けてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 8番、竹邑議員。

○8番（竹邑利文君） ご答弁ありがとうございます。

ふるさと納税に関して、都城市のように「勝ち組」に続こうと、自治体が特典の豪華さを競って寄附の争奪戦が過熱、転売可能な金券や家電製品などを見返りとして、およそ寄附文化とはかけ離れた例も目立つ。総務省通達も、財政難を背景に無視を決め込む自治体もある。寄附なのだから見返りはやめようというのは正論で、実際、熊本地震で寄附は急増したが返礼品を辞退している人が多い。当初、故郷への恩返しがうたい文句の「ちょっといい話」だった。いつしか「おいしい話」となり、現在では「もうけ話」の様相だ。都市部に偏る税収を是正する本来の狙いとはかけ離れている。地方の支援を目的とする制度は、趣旨はすばらしい。しかし、現状は納税者を物でつる形になっている。

県の「ふるさと納税」で28年度に失う個人住民税は5億円の赤字となっている。県内の自治体でも力を注いでいるのは、奈良市の赤膚焼茶碗、生駒市のレインボーラムネ、ユニークな訪問理美容サービスの天理市、橿原市の大型商業施設でも2割が県外からのお客である。最近のテレビ報道が2社があつて、本町のH農場はスイカの種が全国の8割の市場を確保していると報道している。私も8割とは認識不足であった。本町も、どうすれば足を運んでもらえる魅力の町になるのか、腐心すべきだ。多様な活用方法があるのは、本町でも創意工夫を。鍵・唐古遺跡の整備進行中でもあり、町長は奈良新聞の7月30日付の対談で、本町のオンリーワンの創造をどのように持っていかれるのか、それにより納税が増になる可能性が大いにあると思われ、よろしくお答えください。

ルート拡大について。

定住自立圏構想及び橿原市との連携もあり、私は弱者救済の意味での天理市の2つの私立総合病院・橿原市の公立総合病院、隣接の私立総合病院、この4ルートは

最低考慮されることを期待します。定住自立圏も、前町長は反対されたが森町長は協定に前向きに検討され、今議会に議案が提出されています。7月30日の奈良新聞報道でも、28年度は前町長の路線を踏襲され、29年度以降で自分の施策展開をサナギの状態で待機していると言明されている。森町長は1年目であり過去はない、未来に向けて前進するのみである。よろしくお答えください。

公民館について。

現状は公民館見てのとおり古い建物が多いです。住民の命を守るためにも十分考慮されることを期待します。ありがとうございます。

○議長（辻 一夫君） 町長。

○町長（森 章浩君） 議員お述べのとおり、ふるさと納税は地方創生実現のための一つ的手段とされております。先ほど総務部長の答弁でもありましたように、件数は一時期増えましたが減っているというのが現実であります。

本年28年度、せっかくありますふるさと納税の制度を使い、我々田原本に対して応援をしていただける方からの寄附を募る、そしてその見返りとして田原本町の持つ素晴らしい文化とといいますか、商品とといいますか、持つ魅力をお渡しするという本来の趣旨にのっとりたふるさと納税を拡充していきたいと思っております。

本年、その見返り品が何がいいのか、田原本から逸脱したものではいけないと思っておりますので、それをしっかりと精査し、この失われた奈良県の5億円の個人住民税、これは田原本もくしくも含んでおります。しっかりと魅力を伝え、寄附を増やせるように特色をつくっていきたいと考えております。

そして、2点目のデマンドタクシーのルート拡大のことですが、先ほどもお答えしましたとおり、既存の交通機関との補完するのがデマンドタクシー「ももたろう号」の役割であります。これを町外で運行するためにはかなり大きな課題が残っているというのが現実であります。ただ、議員のご意見も尊重しながら、そういう声があるということをお聞きしておりますので、何かいい方法がないか、少しでも前進するように検討、研究をしていきたいと思っております。

以上でございます。（「議長、答弁は構いません」と竹邑議員呼ぶ）

○議長（辻 一夫君） 竹邑議員。

○8番（竹邑利文君） ありがとうございます。

先般町長もご参加されました議員研修の鹿児島県いちき串木野市は、特産品として焼酎、まぐろラーメン、いちきポンカレー、マグロ、かんきつ類、多々特産品があります。特売場もたくさんつくられて行政も努力されております。潤いの町、田原本に向けて、町長の公約にもあるように「住み続けたい未来を創る」に町行政、議会も協力して前進しようではありませんか。ありがとうございました。

○議長（辻 一夫君） 以上をもちまして8番、竹邑議員の質問を打ち切ります。
続きまして、7番、西川議員。

（7番 西川六男君 登壇）

○7番（西川六男君） 議長の許可を得ましたので、町民の皆様を代表して質問いたします。

最初に、1. 幼稚園の耐震補強工事の実施状況と今後の取り組みについて説明を求めます。

2. 障がい者施策について質問いたします。

4月に障害者差別解消法が施行され、田原本町でも、障がいのある人もない人も住みなれた地域社会で自立した生活を送ることができるよう、積極的な社会参加を行う中で、ともに助け合い支え合い共生のまちを目指すことを基本理念として、第4期の障害者福祉計画に基づく取り組みを行われております。

また、聴覚障がい者に対して、手話が音声言語と対等な言語であることを国民の皆様幅広く理解いただき、聞こえない子どもたちが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話ができるようになることを、さらに手話を言語として普及研究することのできる環境を整備するために、手話言語法（仮称）の制定を求める「手話言語法（仮称）」の制定意見書が平成14年6月議会で全議員の皆さんの賛成で可決されております。

これらのことを踏まえて質問いたします。

1) 第4期障害者福祉計画の計画策定及び推進の基本理念である「ユニバーサルデザインのまちづくり」について説明を求めます。

次に、2) ①職員で「手話通訳者」は何人おいでになるのか、また聴覚障がい者の方と意思の疎通ができる程度の手話を習得している職員は何人おられるのか。

②職員への研修会はこれまで何回開催したのか。

ところで、3) 国が進めるマイナンバーカードの申請に来られた聴覚障がいの方が、担当者から理解できるだけの適切な説明がいただけなかったため申請せずにお帰りになったと聞いております。

聴覚障がいの方が納税あるいは介護等で役場の窓口に来る場合に、田原本町の“手話通訳者派遣サービス事業”に基づき、7日前に手話通訳者の派遣申請書を町長に提出し派遣を依頼しなければなりません。

障がい者も健常者と同じ人間であるという障害者差別解消法や田原本町の福祉計画、そして「ユニバーサルデザインのまちづくり」などの理念に沿って、税や介護の相談などでいつ役場に来られても健常者と同じように速やかに対応するために、町の窓口到手話通訳者を設置するという当然当たり前の対応をすべきであると私は考えます。町長のお考えをお聞きしたいと思います。

また、4) 手話のできる町民の皆さんの育成や手話奉仕者を育成するために養成事業を開催されておりますけれども、参加者の増加を図るためにどのように取り組みをされているのか、報告をお願いいたします。

また、5) 地震などの災害や急病、事故などの緊急時の対応はどのように行われるのか、説明を求めます。

次に、3. し尿処理業者に対する「支援金」について質問いたします。

平成23年2月策定の田原本町合理化計画の事業の内容によりますと「公共下水道の普及に伴い、し尿のくみ取り戸数の減少及び点在化が進むことにより事業者の経営基盤が弱体化するために金銭による支援を行う」として、事業者のおおやまと環境整美事業協同組合に対して「平成23年度から27年度までの5年間、業務安定のための処置として支援金を毎年400万円、計2,000万円を業務安定支援金として支援する」としております。

このことについて質問いたします。

1) 平成28年度以降の対応について説明を求めます。

2) 「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づき、このような支援金の支給などの対応をしている市町村は幾らあるのか、報告を求めます。

4. 職員の研修体制について質問いたします。

先般、天理市で職員もかかわると思われる疑惑が発生いたしました。田原本町でも職員の不祥事が多く発生しております。ごみ袋の窃盗や経費の不正流用など、また先日の不適切な会計処理などであります。

不祥事の発生する原因は、本人の資質の問題である場合や、職員の削減や人事異動などによる職場環境のストレスによるものもあると考えられます。

その際の釈明の決まり文句は「再発防止に向けてチェック体制を強化するとともに研修を行う」とおわびをされます。

その「研修」についてお聞きをしたいと思います。

1) ①田原本町は職員の資質向上のためにどのような研修を実施してこられたのか。

②今回の不祥事を受け、具体的にいつ、どのような研修を実施されるのか。

2) 職員の公務に関する能力の向上に著しく資するために、または国際貢献活動に参加するなどに向けた職員の自己啓発等休業に関する条例が平成19年12月に制定されましたけれども、その後9年余り経過いたしますけれども、この条例を活用して職員の資質向上を図られたことがあるのか、答弁を求めます。

以上、再質問は自席で行います。

○議長（辻 一夫君） 教育部長。

（教育部長 竹島基量君 登壇）

○教育部長（竹島基量君） 7番、西川議員の第1番目「幼稚園の耐震補強工事」についてのご質問にお答えをいたします。

まず、「耐震補強工事の実施状況」につきましては、さきの第2回定例会で工事費等に係る補正予算案をご議決いただき、田原本幼稚園4棟、南幼稚園2棟、平野幼稚園1棟を施工いたしました。

工事につきましては、それぞれの園舎の主要な天井及び壁面に耐震ブレースまたは鉄骨フレーム等で補強するとともに、それに伴う附帯工事を行ったもので、施工箇所が多い田原本幼稚園は、外部の工事が残っておりますが、内装等の工事は3園ともほぼ完了しており、運動場の使用にも影響はなく、通常の保育や運動会の練習などにも支障はございません。

今回の工事により、5つの幼稚園におきまして現在使用している10棟の園舎の

耐震診断基準値（I s 値）は、「震度6から7程度の規模の地震で倒壊または崩壊する危険性が高い」とされる0.3未満から、「倒壊または崩壊する危険性がある」とされる0.3以上のレベルまで引き上げることができました。

なお、このたびの耐震補強に要する工事費及び設計費等の総額は9,933万5,980円でございます。

次に、「今後の取り組み」につきましては、平成18年度から27年度にかけて実施いたしました小・中学校の耐震補強計画・工事と同様に、園舎につきましても財政部局と協議をしながら優先順位をつけて、文部科学省が定める耐震診断基準値0.7以上を確保してまいりたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 中屋敷晃弘君 登壇）

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） 7番、西川議員の第2番目「障がい者に対する施策」についてのご質問にお答えいたします。

まず、「ユニバーサルデザインのまちづくり」についてのご質問でございますが、第3期田原本町障害福祉計画で、計画策定及び推進の基本視点の一つとして、「ユニバーサルデザインのまちづくり 障がいのある人の自立や社会参加を妨げている社会的障壁を除去し、改善すること。」と掲げています。「誰もが安全に安心して暮らせるように、ユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備を進めます。」と設定しており、全ての人が生活しやすいような社会システムを構築・改善するまちづくりを行っていくことと考えております。

次に、職員で「手話通訳者」は何人おられるのか、また聴覚障がい者と意思疎通できる程度の手話のできる職員は何人おられるのか。職員への研修会は何回開催したのかのご質問でございますが、現在、手話通訳ができる職員はおりません。また、16歳以上の田原本町在住、在勤の方を対象に手話奉仕員養成講座を実施しており、町職員に対し養成講座の周知を図っているところでございます。

次に、町の窓口到手話通訳者を設置することに関するご質問でございますが、今年4月1日の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の施行に伴いまして、窓口への手話通訳者の設置については、重要なことと

認識しています。現在、手話通訳のできる職員はいませんので、窓口では筆談等により対応しているところがございます。

また、聴覚障がい者の方は、公共的な場所では、手話通訳者派遣サービス事業や要約筆記派遣等事業で対応しているところがございます。今後、聴覚障がい者の方々の来庁状況等を勘案しながら、適切な窓口対応を行えるよう、協議していきたいと考えております。

次に、手話奉仕員の養成について、参加者の増加を図るための取り組みについてのご質問でございますが、手話奉仕員養成講座は、広報紙により募集しております。より多くの人に参加していただくよう、募集方法についても調査研究していきたいと考えております。

次に、緊急時の対応についてのご質問でございますが、町では、地域防災計画の避難行動要支援者名簿により高齢者の介護認定者、重度障がい者、重症難病患者等を把握し、災害時の避難に備えています。

また、磯城郡内の障がい者の方に、磯城郡地域自立支援協議会が作成した災害時安心プロフィールシート（緊急災害支援情報）を配布しております。このシートにあらかじめ必要な情報、障がい特性や緊急連絡先などを記入しておき、障がい者が日ごろから携帯し、手助けが必要なときに周囲の人たちに提示し、情報提供するものがございます。

消防署への連絡方法につきましては、以前より、ファクスにより119番で連絡できることになっております。119番にファクスを送れば奈良県広域消防組合通信指令センター（橿原市）に届きますので、聞いたり話したりすることが難しい人でも消防車や救急車を呼ぶことができます。

また、NET119緊急通報システムは、事前登録が必要ですが、聴覚や言語に障がいのある方を対象に、スマートフォン・携帯電話のインターネット接続機能を利用して、簡単な操作で素早く119番通報することができます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

（産業建設部長 森 博康君 登壇）

○産業建設部長（森 博康君） 続きまして、第3番目「し尿処理業者に対する「支

援金」)につきましてのご質問にお答えいたします。

まず、本支援金の根拠(基礎)となります「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」は、昭和50年5月に施行されたもので、「下水道の整備等によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる市町村の許可を受け、または市町村の委託を受けて行うし尿処理業について、その受ける著しい影響を緩和し、あわせて経営の近代化及び規模の適正化を図るための計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理を目指す。」ものでございます。

本町は、この法律の趣旨に基づき、平成6年から合理化事業計画に取り組んでおり、平成23年度から27年度までの5年間は、本町第2期合理化事業計画により、おおやまと環境整美事業協同組合に対し、年400万円の5カ年で計2,000万円の「業務安定支援金」を交付したところでございます。

また、本年度以降につきましても、第3期合理化事業計画策定に向けて、同組合と協議を行っておりますが、いまだ合意に至らず交渉を継続しているところでございます。

そういったことから、同組合は、本町提示額に対しまして調停の申し立てを起こされ、今年4月25日、6月16日の2回、葛城簡易裁判所において調停会議を行ったところであります。

顧問弁護士等のご意見も参考にしながら、引き続き根気強く交渉してまいりたいと考えております。

次に、他市町村の対応につきましては、合理化事業計画では、公共下水道の普及による著しい経営への影響を緩和し、あわせて経営の近代化及び規模の適正化を図るための支援策として、車両・人員への転廃交付金や代替業務があります。それぞれの財政の状況や実施している業務の中で、委託として提示できるものを検討されております。さらに、それを組み合わせて計画に盛り込むなど、相手方と協議を重ね、状況に即した合理化事業計画を策定され、必要と判断するものにつきましては、各市町村で独自に業務安定支援金として交付されていると聞き及んでいるところでございます。

そのようなことから、現時点におきましては、県下での合理化事業計画の県承認

を受けている団体は3市4町と把握しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

（総務部長 持田尚顕君 登壇）

○総務部長（持田尚顕君） 続きまして、第4番目「職員の研修体制」についてのご質問にお答えいたします。

職員研修につきましては、本町が独自で行う研修のほか、市町村職員研修センターが行う研修、また市町村アカデミー等の全国的な研修センターが行う研修があります。

本町が独自で実施した研修につきましては、職員全員を対象とした接遇研修、精神的なストレスにかかわるストレスフリー研修や新規採用職員を対象とした公務員としての基礎的な研修等を実施しているところです。

その他、研修センター等による研修につきましては、公会計の実務研修や法学研修等のより専門性の高い研修があり、昨年度は約40名の職員が受講しているところです。

また、今回の不適正な会計処理の不祥事を受け、先日、会計事務を担当する職員を対象に、会計事務処理についての認識を深め、適切に行えるよう研修を実施したところであり、また管理監督者を含む全職員を対象に法令遵守等を内容とする研修を近い時期に実施する予定です。

次に、職員の自己啓発等休業に関する条例の活用につきましては、公務に関する能力の向上のため、大学等課程の履修及び国際貢献活動等を、3年を超えない範囲において休業することができる制度となっており、県内で条例を制定しているのは10団体であると承知しています。

本町では、条例制定から現在まで制度の利用実績はありません。研修期間中は給与が支給されない制度であることが理由として考えられます。

職員研修につきましては、今後も、基礎的な研修を初め、より専門的な研修など、職員の資質向上に向け、研修の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 7番、西川議員。

○7番（西川六男君） 質問に対して答弁をいただきましたけれども、最初の幼稚園の耐震補強の問題につきましては、委員会のほうで質問したいと考えております。

その他答弁の中には、不明な点もありますけれども、今後機会を見て質問したいと考えております。

引き続き、大きく2点、再質問をさせていただきます。

まず、障がい者施策について、2点私のほうから提案をし、お考えをお聞きしたいと思います。

聴覚障がい者の方が納税や介護等で役場の窓口に来る場合、7日前に手話通訳者の派遣申請書を町長に提出し派遣を依頼しなければなりません。この田原本町手話通訳者派遣サービス事業について提案をしたいと思います。

ここに使われているサービスということは、一般的には提供すること、相手のために気を配って尽くすこと、奉仕をすること、役に立つことという意味の英語であります。これは、健常者が障がい者に対して気を配って尽くす、健常者が障がい者に対して奉仕をする、健常者が障がい者に対して役に立つという上から目線の観念で、そこには障がい者も健常者と対等の同じ一人の人間であるという認識には立っていないのではないかと考えられております。

田原本町の第4期障害者福祉計画書には、サービスという言葉が非常に多くふんだんに使用されております。行政が上から目線で町民、障がい者、高齢者などの社会的弱者に気を配って尽くす、奉仕をするという認識ではなく、社会的弱者も全く同じ対当の一人の人間であるとの認識に私は改めるべきではないかなと思います。

その考えに立って、例えば田原本町手話通訳者派遣サービス事業という名称でありますけれども、まず田原本町意思疎通支援事業に変えるべきだと考えますが、私の提案についてのお考えをお示しいただきたい。

2つ目の提案でございますが、また先ほど質問いたしましたユニバーサルデザインのまちづくりというのは、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、全ての人が利用可能なように常によりよいものに改良していこうというアメリカ・ノースカロライナ州立大学のロン・メイス博士らが提唱された考えによるものであります。

先ほど答弁にありましたけれども、このユニバーサルデザインの視点に立ってまちづくりを進めるために、障がいのある人などの自立や社会参加を妨げている社会

的な壁、障壁を取り除き改善するという考え方であります。今までは、どちらかというところをつくる人たちの考えで物を生み出してきましたが、ユニバーサルデザインの考え方によると、それは使う人たちの身になって物をつくるに変わります。

このユニバーサルデザインには7つの原則があります。その第1番目に上げられているのが、どんな人でも公平に使えること、公平な利用であります。健常者の方が役場へ来たいときには自分の都合のいいときにいつでも来ることができます。しかし、聴覚障がい者の方等障がいをお持ちの方で納税や介護で役場窓口に来る場合、7日前に手話通訳者の派遣申請書を町長に提出し、派遣を依頼しなければならないという社会への参加を妨げている社会的な壁、障壁を取り除くために、先ほどの答弁にありましたが、手話通訳者の設置など具体的な施策の実施が必要だと私は考えます。

田原本町の障害者福祉計画の基本理念であるユニバーサルデザインのまちづくりを田原本町が本当に目指すのならば、その考えに基づく意識変革とその理念に基づく事業の総点検を行うべきであると私は考えます。

以上、私の最初に申し上げました名称を変更してはどうかということと事業の総点検をしてはどうかという2つの提案について、町の考えをお聞きしたいと思います。

2つ目に、研修に関して私の意見を述べ、説明を求めます。

答弁をいただきましたような研修を実施しながら、なぜこのような不祥事が多発するのか、研修のあり方とともに真摯に原因の分析も進めるべきだと思います。

ところで、平成27年度予算で千葉県にある市町村アカデミーの受講及び大津市にある全国市町村国際文化研究所の研修に合計4名分の予算計上したにもかかわらず、参加者は1名でした。予算計上し、議会に承認を求めた事業であるにもかかわらず、なぜ研修参加者が少ないのでしょうか。

職員に研修意欲はないのか、それとも研修に参加する環境が職場の中になのか、世界の変化に対応して、私たちの町、田原本町を住みよい町にするためには、職員の皆さんの力が必要であります。その職員の資質や行政能力を高めるためには、本人の不断の努力はもちろんのこと、理事者の研修機会を積極的に与えるなどの取り組みが今後もさらに必要であります。

例えばこれまで多くの議員から田原本町の防災体制についての提案が行われておりますが、東日本の被災地あるいは熊本大地震の被災地に職員を派遣して、被災時にはどのような課題が生じるのか研修し、田原本町の防災行政に生かす、そういった姿勢も必要ではないかと私は考えております。

この研修の積極的な推進を求める私の意見に対する答弁を求めます。

以上です。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） 1点目、名称変更につきまして回答させていただきます。

田原本町意思疎通支援事業に変えるべきとお考えであります、大きなくくりとしてはいいかと思うんですが、事業名の大きなくくりとしてはいいかと思うんですけれども、ただこれですと日本語ができない方とか麻痺でちょっと意思疎通が難しい人全てが含まれてしまうかと思っておりますので、それぞれの限定された事業につきましてはこれプラスか何かわかりやすい言葉を入れるほうがいいかと考えます。

2点目の事業の総点検につきましては、ご意見いただきましたとおり、障害者差別解消法などを研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） 研修の関係のご質問でございます。

アカデミー等、それも全国的な研修に参加が少ない理由ということでございますが、研修期間がほかの研修に比べましてやはり1週間程度でございます。そういったことで、通常の業務との期間の調整等もでございます。今、どちらかというとな本人の希望というのを優先いたしておりますが、一応全体として研修の計画的なものも作成をして、より具体的な受講ができるような体制づくりにまず努めてまいりたいということで、職員の研修、資質の向上に当然役立つものでございますので、積極的に取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（辻 一夫君） 7番、西川議員。

○7番（西川六男君） ありがとうございます。いろいろ私なりの意見がございますが、時間の都合もありますので最後の3回目の質問をさせていただきます。

今、田原本町の障がい者の計画あるいは今までの答弁をお聞きさせていただきまして、田原本町は性別や年齢、障がいの有無にかかわらず全ての人が利用可能なように常によりよいものに改良していこう、それから障がいがある人の自立や社会参加を妨げている社会的な壁を取り除き改善するという考え方であるユニバーサルデザインのまちづくりをするというふうに町としては計画をしておられます。

これまでもいろいろ取り組みをいただいているわけですが、今までの話を聞かせていただいて、私なりに障がい者の施策について、基本計画を読ませていただきますと、田原本町のこの基本の理念とその施策とは必ずしも正しく整合していないような感じに見えますが、いかがでしょうか。

手話通訳者の設置など具体的な取り組みを積極的に行って、そしてユニバーサルデザインのまちづくりを行っていただければというふうに考えます。

町長に提案をいたしたいと思います。

来年の秋には第17回の全国障害者芸術・文化祭が奈良県で開催されます。また、先ほども申し上げましたが、手話を言語として普及、研究することのできる環境を整備することを求めて、手話言語法の制定意見書を平成14年6月議会で全議員の賛成で可決されております。町としては、全議員の総意を尊重し、その趣旨に沿った取り組みを行うべきであると思います。

本日の奈良新聞によりますと、このような記事が載っておりました。

県内各界が連携する県障害者施策推進トップフォーラムというのが6日の日に開催されまして、障がい者をめぐる課題について意見を交換し、荒井知事は、県と市町村などの連携、協働による障がい者福祉の7モデルをつくり、さまざまな政策につなげていきたいと意欲を示されたようであります。

田原本町としても、障害者の方々に対する施策を今後積極的に、そして前向きに検討されまして、来年度予算に具体的な施策として反映されることをお願いしたいと思います。

町長として、来年度予算の編成に向けて現時点で障がい者に対する施策の推進についてどのようなお考えをお持ちか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（辻 一夫君） 町長。

○町長（森 章浩君） ありがとうございます。

今、議員のご質問でもありましたように、田原本町が掲げるユニバーサルデザインを目指した基本理念、これと実際にしている政策との整合性をきちんと精査をさせていただき、今議員の質問にもありました手話通訳のみならず、その他の壁が恐らくあると思います。そこをしっかりと精査をさせていただき、29年度予算に反映をしていきたいと思っております。

以上とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 部長。（「いいです」と西川議員呼ぶ）

よろしいですか。（「はい」と西川議員呼ぶ）

以上をもちまして7番、西川議員の質問を打ち切ります。

続きまして、10番、吉田議員。

（10番 吉田容工君 登壇）

○10番（吉田容工君） まず、一般質問に先立ちまして、先月8月、台風7号から始まりまして今もこちらに台風13号が向かっています。この台風と大雨により被災され、今も不自由を強いられている多くの方々に心からお見舞い申し上げます。

それでは、一般質問させていただきます。本日は、3点にわたって質問させていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず第1番目、町道田原本54号線についてであります。

さきの6月議会で、町道田原本54号線を東に延長し町道阪手25号線に接続する計画があることを産業建設部長が表明されました。この道路計画についてこれまでに全く示されていなかったのでびっくりしています。現在は、社会資本整備について、効率的で効果的な実施と透明性、アカウンタビリティの向上が求められています。この道路接続については、田原本54号線は中学校の校門前に接しており交通量が増えると子どもたちの危険が増すこと、田原本45号線との接続が鍵十字となっており見通しが悪いこと、阪手25号線との接点は寺川の堤防で高低差があり大変危険であることなど、安全面に問題があると考えます。

そこで質問します。

この道路接続は住民の要望か、町主導か、町は何のために接続するのか、住民の皆さんにわかるような説明を求めます。

この道路を接続することの効果や影響はどうなるのか考えたいと思います。部長

は、この整備ができれば「国道24号から田原本駅へのアクセスが大変便利になります。」、「田原本中学校への避難誘導も円滑にできます」と説明されています。

国土交通省が「道路事業・街路事業に係る総合評価要綱」を示していますので、それに基づいてもう少し詳しく考えたいと思います。

要綱には、まず事業の費用対便益はどうか、自動車や歩行者への影響はどうか、住民生活や地域経済等についてどうか等を検討するべきとされています。自動車や歩行者への影響では、道路を接続したほうが、渋滞が増える、事故が増える、歩行空間を確保できないと考えます。また、通過車両が増えるだけで住民生活にとってマイナスだけです。災害時の避難については、大きな災害になるにつれ、車での避難が避難を困難にすると言われてしています。

そこで質問します。

費用対便益は、自動車や歩行者への影響は、住民生活への影響はどう判断されているのか、現状の渋滞状況等、正確な数字を示して明確な答弁を求めます。

この接続部分には、行者堂があり移動させても道路幅は対面通行不可能な幅しかありません。ところが、隣接地を買収することは大変困難です。なぜかという、私がこの計画を知ったのが、隣接地の所有者がご立腹されていて「絶対売らない」と訴えてこられたからです。この計画に大きな問題がある上に、狭隘な道路しか通せないとなると、この事業を進めることに正当性があるのか問われます。大切な税金を投入すること、他の道路事業より優先して先行させることの意味を見つけることができません。

そこで質問します。

田原本54号線を東に延長する事業を断念しますか、進める場合は住民の理解を得られる説明を求めます。道路新設改良という社会資本整備について安易な対応は認められません。勇気を出して断念されることを求めます。

続きまして2点目として、補償事業としての道路改良工事について質問します。

本町は、平成26年9月18日、田原本町清掃工場移転問題対策委員会と「協定書変更に伴う確認書」を交わしています。この確認書が結ばれたことで現清掃工場の操業が平成27年10月から平成29年3月まで延長することができました。この確認書の内容を実行することは、「できればいい」では済まされません。必ず履

行することが町の責任です。

そこで質問します。

協定書の内容を必ず実施しますか、明確な答弁を求めます。

協定書の内容は、平野5号線東詰め交差点改良工事・平野5号線拡幅工事・町道西竹田満田線拡幅工事・県道田原本広陵線整備事業・町道松本北大網線整備事業と交差点改良工事等が約束されています。そして、平成31年3月31日までに全て完了することを約束しています。

そこで質問します。

この補償事業は、どこまで進んでいますか、特に取得すべき用地の地権者が何人おられて何人と合意に至っているのか、県道については実施できるのか、詳しく答弁願います。

本町の都市計画マスタープランには、主要道路網の整備と新しい都市機能形成に向けた路線整備が明記されています。その中に、「(仮)西部幹線」設置計画が示されています。薬王寺交差点の西から松本北大網線に接続する事業計画です。この(仮)西部幹線と補償事業の県道等の改良工事は重複事業のように思われます。

そこで質問します。

(仮)西部幹線事業はマスタープランどおり実施するのか、明確な答弁を求めます。

道路改良工事等は、設計や施工に時間とお金がかかり大変だと思います。それよりも大変なのが、用地折衝等関係者との交渉です。多くの事業がある中で、全てを横一線で取り組むことは困難です。優劣をちゃんと定めて取り組むことが必要です。特に、補償事業は約束の期限があり、それをほごにすることは信用問題になります。この事業を確実に完了させるために、推進チームを組んで進めることが求められています。

そこで質問します。

補償事業の責任者は誰ですか、担当部署はどこですか、推進体制をどうされますか、責任ある答弁を求めます。

続きまして3番目として、見守り活動について質問します。

本町の高齢者保健福祉計画の基本理念は「ふれあいと支え合いのすこやか長寿の

まち・田原本」で、「安心して暮らすことのできる地域社会」にするため、ひとり暮らし等高齢者世帯への支援の一環として高齢者の見守り活動が行われています。見守り活動の主な目的は、ひとり暮らし高齢者の「安否確認」です。見守り活動はいろいろな形で行われています。民生委員等、提携企業等、ボランティア等さまざまな形で行われています。

そこで質問します。

本町のひとり暮らし高齢者は何人ですか、見守り活動の体制と種類ごとの対象者数はどうなっていますか、答弁を求めます。

見守り活動を強化するために、本町では地域支援員制度を導入しています。地域支援員は、高齢者の見守り支援の仕組みづくり、地域におけるネットワークづくりを進めるという役割を担っています。ところが、なかなか順調に見守り支援の仕組みができ上がっているかという点、残念ながら試行錯誤の状態です。本町の高齢者の見守り体制を構築するには、見守り体制を統括する部署が必要です。現状は、残念ながら、民生委員、老人会、老人クラブ、民間企業等それぞれで取り組んでいるだけで、どのくらいの高齢者をフォローできているかわかりません。

そこで質問します。

見守りを統括する部署はどこですか、答弁を求めます。

これまで高齢者の見守り活動は単に安否確認を目的としていました。しかし、「生きておられるか」チェックする、監視することも大切な活動ですが、実際には、高齢者と話をすることで信頼関係を築くことが重要な役割であることが判明してきました。そして、見守り活動が、高齢者との日常会話を通じた社会的孤立を克服する取り組みとして重視することが求められています。ところが、男と女、相性等人間関係でそりが合わない等の問題が存在します。その点では、事業者を利用することも有効です。民間企業ヤクルトが行っている「愛の訪問活動」が注目されています。週に数回訪問してヤクルトを手配りするというものです。少しお金はかかりますが、既に実施している自治体では、愛想のいいヤクルトレディーとの会話を楽しみにしておられる方がたくさんおられるようです。

そこで質問します。

ヤクルトと提携して見守り活動を強化しませんか、答弁を求めます。

見守り活動を強化することで地域での会話やつながりを強化して、風通しのいい町にする。そのために、町は、それぞれの担当者任せでなく、町が統括する体制を築かれることを求めます。さまざまな知恵を出し合って、制度の谷間や複合的な問題を抱えた人を放置しないまちづくりに取り組むことを求めて、私の一般質問いたします。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

（産業建設部長 森 博康君 登壇）

○産業建設部長（森 博康君） 10番、吉田議員の第1番目「町道田原本54号線について」のご質問にお答えいたします。

本町の道路網配置では、配慮が必要な課題が何点かあり、町の中心部、田原本駅周辺交通の結束点にスムーズにアクセスできる道路網配置も課題の中の一つであります。

町道田原本54号線延伸計画道路の北側約100メートル先には都市計画道路の田原本阪手線があり、12メートルの幅員で阪手から国道24号線までの400メートル、国道24号線から田原本駅前線まで560メートルの区間で決定しております。

計画では、町道千代阪手線や国道24号線から近鉄田原本駅へのアクセス道として計画いたしましたが、その計画道路では寺川に新たな河川橋を新設しなければならず、事業費が大きくなる上、支障となる家屋も多く、工事に伴う影響により生活環境を変えざるを得ない住民も多いことから、今後整備の方針見直し等も必要であると考えております。

また、旧町内は古くからの町並みや歴史的に貴重な建物も建っており、入り組んだ町なかでの万一の消火活動の中で、消防車など緊急車両の到達時間の短縮について地元住民から要望も出ており、町の中心部へのアクセス向上は防災面においても喫緊の課題となっていると考えられ、当該道路の整備は必要であると判断しております。

京奈和自動車道などから駅前西側へのアクセスは、駅前広場の整備完了に伴い、駐車場、ロータリー、駐輪場、バスターミナル等の交通施設の充実を図りました。しかし、国道24号線から駅前東側へのアクセスは、県道桜井田原本王寺線を通行

する方法が一般的に用いられており、町道田原本54号線を延伸整備することによりアクセス時間が短縮できることは確実であり、災害時の田原本中学校への避難誘導、物資の搬入、救急車両の進入も大幅に向上されるものであると考えられるため、道路新設工事を町が計画したものでございます。

次に、費用対便益に関しましては、事業の投資効果を確認するものであり、国土交通省は費用便益分析マニュアルの手法に基づいて行うものとされており、奈良県におかれましても交付金事業、国庫補助事業に対して主に行われていると聞いております。

本案件に関しましては、多岐多様にわたる効果が存在する中、救急車両、救急車の走行時間短縮について検討いたしました。磯城消防署から第1体育館跡地までにおいて効果検証しました結果、走行距離は約1キロメートルの短縮となり、緊急車両が平均速度30キロ走行すると仮定した場合、到達時間が約2分短縮することとなり、早期救助の必要とされる心肺停止、呼吸停止など重篤患者の救命につながるものと考えました。

また、自動車や歩行者への影響や住民生活などへの影響に関しまして、国土交通省の道路事業、街路事業に係る総合評価要綱では定量的なデータを基本として評価するものと定められておりますが、本町の事業規模を考慮しますと、現状にはそぐわないとの判断で、評価をいたしませんでした。しかし、事業採択の明確化を図るため、事業の必要性及び緊急性、有効性、コスト縮減などの視点から総合的に判断が必要な事業があれば評価の実施に努めなければならないと考えております。

次に、田原本54号線を延長する事業執行の有無につきましては、防災面、駅へのアクセス、緊急車両の進入、早期の救命活動などを考慮すると、延伸整備計画は実施すべきと判断いたしました。

さらに、計画道路内の行者堂南側横の里道内に埋設されている水道管300ミリの更新事業も延伸整備工事に合わせて計画される予定であり、ライフラインの安全管理対策にも必要ではないかと考えております。

現状里道幅4尺、1.2メートル余りの幅員の中で深さ1.5メートルほどの掘削を行うのは、行者堂や隣接する家屋への影響、補償や石綿管の老朽化や耐久性の問題があると聞いており、破損した場合は広範囲に及ぶ周辺家屋に損害を与えるな

どの問題点も懸念され、本道路整備を考える中で、行者堂を移転していただくことにより、現場での幅員や工事作業ヤードが広くなり、水道管更新、道路改良工事を合札にて施工を行うのがコスト縮減への最善策であると考えております。懸案事項であります下水道未整備、未供用地域の一部解消へもつながるものであると考えております。

これらにより、周辺自治会、隣接土地所有者などからのご意見も参考にしながら実施環境を確認し、事業を進めてまいりたいと考えております。

次に第2番目「補償事業としての道路改良事業」につきましてのご質問にお答えいたします。

最初に、「協定書の内容を必ず実施しますか」に関しましては、平成17年9月22日付田原本町清掃工場の操業期限延長にご同意をいただきました協定書の条件の一部変更による代替事業として、田原本町と清掃工場移転問題対策委員会が協議し、平成26年9月18日に双方合意したことを確認させていただいたもので、協定書の内容につきましては着実に実施できるように取り組んでおり、対策委員会との年4回ほどの定期的な進捗状況の報告等調整会議を重ねております。

次に、補償事業の進捗状況に関しましては、平野5号線東詰め交差点の改修工事は道路詳細設計委託業務を発注いたしました。平野5号線拡幅工事は関係地権者14名の境界確定が完了し、用地買収、分筆登記が終了後、道路拡幅工事を実施する予定です。町道西竹田満田線拡幅工事は工事計画延長が950メートルと長いいため、3工区に分けて実施いたします。

1工区としては、平野交差点から平野5号線交差点を越えて鳥米川まで関係地権者が19名で、西側の14名は筆界が全て整っておりますので、地権者と確認させていただくことだけですが、東側5名につきましては今年度中に境界確定を完了する予定であります。

2工区として鳥米川から北へ吉川ジオテックまで、3工区として平野交差点から南へ飛鳥川まであり、1工区と同じように境界確定、用地取得、分筆登記、道路改良工事の順により進めてまいります。

県道田原本広陵線整備工事は、平野交差点改良工事のみ実施する予定となっております。町道松本北大綱

線整備工事は、道路測量設計は完了し、用地取得に向けた地権者は3名ですが、最初に事業説明を行い用地交渉いたしました地権者の方に納得していただけていないため、交渉が進んでいませんが、今後も地道に交渉を行い、解決を図ってまいります。

また、北側の交差点の道路食い違い部は、隣接している地権者に説明を行い、官有地内での工事施工に対し了承を得ましたので、今年度中に工事を実施し竣工いたします。

次に、本町の道路交通の整備は、広域圏と連携を強化し、圏域内の一体性と循環性を高めるための広域幹線道路やこれらを補完しながら町内交通の骨格となる町内幹線道路の有機的な連携を図れるように進めているところです。

田原本都市計画マスタープランに位置づけております西部幹線の整備計画も、広域との連携強化が実現可能と思われていました。しかし、県道田原本広陵線及び町道松本北大網線の現道整備状況からして同規模の並行する新設道路を設置しても十分な整備効果が得られないことは、難しいと判断し、早期に整備効果があらわれるように計画を見直した結果、現道改良が最もよい方法であると考えられるため、平成26年度に、清掃工場移転問題対策委員会と、協定書の未実施項目でありました西部幹線の整備事業について協定書変更に伴う確認書により代替業務での整備に合意をいただいておりますので、西部幹線の整備は現在のところは実施予定はありません。今後、道路行政を見きわめながら、道路環境を勘案し、社会情勢に変化があれば柔軟に対応してまいります。

次に、補償事業の責任者、担当部署に関しましては、責任者は田原本町長で、担当部署は産業建設部農政土木課であります。

道路改良工事に属する補償事業は、事業終了期限がありますので遅滞なく事業が進捗できるように優先順位を見定めてまいります。

また、用地交渉や関係機関との協議に係る推進体制につきましては、体制の抜本的な強化を図れるように人材の育成、確保に努めてまいります。ただし、用地交渉には必ず相手方がおられます。価格や条件など隔たりある要求をされる場合も想定され、対応できる範囲にも限度がありますので、その旨対策委員会にも報告し、共通の課題であると認識していただけるよう進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 中屋敷晃弘君 登壇）

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） 続きまして、第3番目「見守り活動について」のご質問にお答えいたします。

まず、本町のひとり暮らし高齢者数は、今年3月末時点で941人で、見守り活動の体制といたしましては、地域の民生委員、長寿介護課と協定を締結している企業3社、社会福祉協議会、地域包括支援センター、田原本町老人クラブ連合会、自治会等のサロンがあり、おのおのが独自で活動しておられる状況であります。

昨年度の実績といたしまして、団体によっては対象者数、世帯あるいは件数となりますが、把握できているものとして、民生委員による高齢者相談支援件数435件、社会福祉協議会による福祉給食63人、ボランティア団体150世帯、老人クラブ連合会女性部役員等による友愛活動114人、サロン60人です。

これらのほかに、ひとり暮らし高齢者等への見守り活動に係る長寿介護課所管の高齢福祉サービス事業といたしまして、緊急通報装置の貸与46人、軽度生活援助事業16人、食の自立支援事業32人です。

次に、見守りを統括する部署につきましては、高齢者を対象にした見守り活動を担う部署は長寿介護課です。

次に、「ヤクルトと提携して見守り活動の強化をするか」につきましては、議員お述べのように、これまで高齢者見守り活動は単に安否確認を目的としていましたが、高齢者と話をすることで信頼関係を築き、高齢者が住みなれた地域において孤立感を感じることなく生活をしていくことにつながることは大切であり、そのためにも民間企業の協力を得て見守り活動を実施することは有効な手段として認識しているところであります。

そこで、現在見守り活動に関し協定を締結している企業3社に加え、ヤクルトだけでなく、他の民間企業やボランティア団体等の協力を得て、ひとり暮らしの高齢者に対する見守り活動の強化、拡大を図ってまいりたいと考えます。

また、ひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者が住みなれた地域で安心・安全に暮らせる地域の見守りの仕組みづくりを来年度に構築できるように、各団体が行って

おられる見守り活動の調整作業を行いたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 10番、吉田議員。

○10番（吉田容工君） 答弁いただきまして、懇切丁寧な長い答弁をいただきまして半分なくなりましたので、わかりやすく質問していきたいと思えます。

まず、見守り活動についてです。

私は、ひとり暮らしの方は何人おられますかという質問をさせていただきましたけれども、それについてはお答えいただけなかったかなと。

今、見守りで全部で足しますと916人という形になるのですけれども、これは重複されている方もあるだろうし、どのぐらいが捕捉できているかなと、わからないのですけれども、やっぱり私が高齢者、ひとり暮らしのところへ行きますと、ひとり暮らしの方だけじゃないですけど、あんたにこれを聞いてほしかったとか、そこへ行ったら30分、1時間は覚悟しないとということがいくらあります。その点では、ひとり暮らしの方で外へ出ることもおぼつかなくなった方は本当に昼と夜が逆転したりして、それ自体が大変苦痛になっている方もおられます。その点では、そういう方と本当に雑談できる、愚痴を聞かせて、打ち上げできるという環境というのは大切だと思っているのですね。

それで、部長さんに聞きたいのは、今民間企業3社と契約していると。この3社の中でその人と直接お話をするという見守りというのはあるのかなと。どんな形であるのかなということと。

それと、地域支援員制度ですね。これを今後どのように活用していこうと思っておられるのかということについて、答弁を求めたいと思えます。

それで次に、建設部長に質問させていただきたいと思えます。

長い説明は結構ですけども、要するに今部長がおっしゃったのは、1つは、都市計画道路である幸町といいますか、戎通3丁目の踏切から津島神社の横を通過して国道まで抜ける都市計画道があると。これが困難やからこれを考えているという話を今されたと思えますね。

その点では都市計画道路をなくして、私はなくしていいと思えますよ、やっぱり決めてある都市計画道路をなくすということが先にされて、これを計画するのだっ

たらわかるのですけれども、そっちは放っておいて、ちょうどそれに合うからこれにそれを言うておこうかという説明しか感じなかったと。

それと、この6月議会に緊急車両の問題というのは一つもおっしゃっていませんでしたね。何らかの資料がなかったら説明できないだろうという。でも、聞いていますとおかしいのは、1キロ短縮できるとおっしゃいましたけれど、同じように国道を来られて八尾井手橋まで来たら、200メートル北へ行って200メートル下がったら役場へ、中学校まで行きますね。1キロどう短縮、1キロの短縮になったというようなことが全然理解できないです。

しかも、部長がおっしゃっている田原本駅へのアクセス、これが短縮できる。災害時での避難誘導、物資の搬入が大幅に向上される。それはそう思っておられるだけの話で、例えば中学校に入るのでしたら、今サンプラザというところがありましたけれど、あそこに入り口がありますから、あそこは掘り込むとか、全然問題ないわけですね。ここ、今説明がせんために、取ってつけた話やと。しかも、いろんな話をされますけれど、子どもたちの安全という人は一つも今の答弁になかったと。私は、子どもたちの安全とその計画と比べたら安全のほうが優先だろうと思っているわけですね。こんなことをしたら大変なことになる。

特に、その道だけ広げて、中学校の横の道は交互通行ですよ。対面通行できないのですよ。たくさん車、大きな車が入ってきて、そこへつかえてしまったら、そんな早く着けるどころか、全く進みませんよ。しかも、それからまだ行って堀口不動産のところは鍵十字でしょう。あんなところ対面通行できませんし、そんなところも入れて、全く検討せずに堤防につなぐだけしか計画されていないでしょう、今の計画は。全然理由になっていないですよ。

私は、この今の説明を聞いて、全く何の検討もなしに、ここやったら便利違うかという程度でしか提案されていないと。そんなことにお金と時間を使うのはもったいないですよ。ちゃんとそれが総合的に判断、それが必要であればとおっしゃいましたけれど必要なんです。何億円か知りませんが、かかる事業について、何千万円でも結構ですけど、大切な税金を使うわけですから、住民の皆さんに納得していただける説明ができて初めて事業ってできるわけですよ。全くないです、これは。取ってつけた説明だけ。ですから、私は、この今の答弁聞きますと、何の計

画もせずに、調査もせずに、検討もせずに決められた計画としか思えません。

何かそれに対して、いや、そうは違いますよと、あるのだったら答えていただきたい。

それともう一つ、補償工事ですけれども、補償工事の協定の内容をちょっと読み上げさせていただきますわ。

道路の整備について。イは、平野5号線東詰め交差点の改修及び通学児童の交通安全対策を行う。ロとして、県道田原本広陵線及び県道西竹田満田線並びに平野5号線を大型車両対応の道路として整備する。書いてあるのですよ。車道2.75メートル掛ける2、路側帯0.5メートル、0.75メートル、歩道、歩道が2.5メートルということで約束しているのですよ。道路の幅員は9.25メートルですよと、この分はね。2.5メートル歩道つけると約束をしているのです、町はね。それとあと、ハは、堤防道路富本松本線、松本北大網線、十六面満田線の整備計画の実施と。そういうこともありますね。

用地については、27年度予算から買収を開始すると。予算措置としたら、先ほど言った主要道路、これは先ほどの県道の挟むところですけども、については平成27年度、去年ですね、4年間の継続予算措置を図ると約束しているのですよ。4年間の継続措置。ないですよ、今ね。それとあと、事業の全ての終了年度は平成31年3月31日となっているのです。

これからしますと、例えばこれは、西竹田満田線は歩道は2.5メートルないですよ。全部さわるということになったら、このぐらいの地権者で済むのかなと思っているわけです。それと、県道のこれは広陵何線だったかな、田原本線だったかな、はですね、だから歩道2.5メートルであるかといったら、私ちょっとわかりませんので、それも入れて本当にできるのかと。部長がおっしゃったように3つに分けてするのだといったら、もう言うてみたら、今年1つ目したら、来年1つして、再来年1区画して、やっと目的の31年3月31日に終わるといふ計画ですよ。それができるのかというところで非常に約束と今やっておられるスピードが違うのではないかと思うのです。その点、ちょっと答えていただきたいのと。

やっぱし、この問題については本当に町としてほかの事業と横並びでは駄目だと思います。その点では、推進チームをつくったらどうかと私提案させてもらいまし

た。町も必要だと答弁いただきました。私が提案したいのは、田原本町には幸いにして部長や次長を経験した方が再任用で何人か来られています。そういう優秀な先輩をやっぱり集めて、用地折衝、交渉、そうするというような推進チームをつくったら完璧な体制になるのと違うかと。これからその職員を養成していくのもありますよ。養成しながら、そういう力を持っている人たちを活用したらどうかということをご提案したいのですけれども、それはどうですか。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） まず、ひとり暮らしの高齢者の人数をもう一度述べさせていただきますが、941人で、これは町で把握しております住民基本台帳上からの人数から施設とかに入っておられる方を引いた数という形で出しております。

続きまして、ひとり暮らしをされている方については、民間企業3社の直接雑談する機会ということなんですけれども、見守りという形ですので、ないと考えております。

地域支援員制度を活用することにつきましては、22年から24年に養成しました地域支援員制度につきましては、今後もサロンづくりなどに活用させていただきます。25年以降につきましても、名前にとらわれず、奈良県シニア地域貢献活動実践者養成講座などを開いておりますので、同じくサロン立ち上げ、見守り体制の構築などについて活用のほうをしていきたいと考えております。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） 都市計画道路の問題ですが、都市計画道路は、継続する、廃止するという形のもので、一昨年から検討に入っております。今年度、まだ検討中であります。先ほど説明させていただきました阪手千代線に関しましては、24号線から東側に関しましては一応廃止する予定を考えております。そして、西側に関しましては、今のこの計画道路を暫定的なルートとして、なった場合、当初の阪手の最初の計画道路に関しましては廃止する予定に考えております。

（「済いません、東か西というのは何言っているかわからないのですけれどね」と吉田議員呼ぶ）

24号線から東側ですね、先ほど説明させていただきました。（「24号線から

東側」と吉田議員呼ぶ)

はい。(「どこの話や、東西ですか」と吉田議員呼ぶ)

町道千代阪手線に関しまして、都市計画道路。(「それは起点と終点を教えてくださいよ」と吉田議員呼ぶ)

起点は阪手の千成の焼き肉屋のところ、ちょっと地名ははっきりわかりませんが。それと、西の終点に関しましては堀口商事のところ。その都市計画道路です。(「では、西側って何、西側って」と吉田議員呼ぶ)

だから、西側というのは、先ほど最初の答弁させてもらった24号線で400メートル東側と500メートル西側という形の説明で。(「そういう話か」と吉田議員呼ぶ)

はい、先ほどさせていただいた。(「いや、それやったらええわ。要するに起点と終点の中ですね、それ、今の話」と吉田議員呼ぶ)

そうです。(「西と東って。で、西だけ残るんですね」と吉田議員呼ぶ)

西だけ、一応今のところ形だけ残せます。例えば将来的に今の54号線の延長を考えていく中で、将来的にまた廃止する可能性がある。

続きまして、緊急道路に関しましては、この想定ルートを消防署のほうに確認しました。その中で、堤防道路や町なかの狭隘な道路に関しましては物理的には通れる道であるとお聞きしております。しかし、道路上、道路の事情の予測、不法駐車や路面状況によりまして、緊急でスピードを出して走れないとか、不法駐車があれば通れないとかというような状況になった場合、それとあと道路に対しまして軒が出ているとかというような形になっていけば、緊急車両の通行に対しまして大変危険を伴うという形でお聞きしております。そして、運転することによりまして、運転手の精神的負担が図り切れないとの理由で通行ルートとしては推奨できないので、国道を主に通っているという形でお聞きしております。

子どもの安全対策につきましては、田原本中学校の前に関しましては道路拡幅工事をやりまして、中学校への登校に関しまして歩道を設置しました。その南側に関しましては2.5メートルのたまり場を兼ねた形のもので考えております。

それで、今54号線から東側に関しましても、歩道が必要な道路になれば、現実的には8メートル50ほどの広さになります。しかし、東側の八尾井手橋が幅員が

6メートル、その6メートルで通常通学路的に通られているという流れがありますので、計画としましてはそのまま6メートルを西側のほうへ持っていくという形のもので計画しております。

それと、4年の継続予算につきましては、地元説明会のときに国費をメインとして事業のほうをやっていきますと、その中で4年、5年という長期間にわたりまして実際国の予算がつく、つかないという形のものがありますので、今現在、単年度予算として事業のほうをしておりますが、積極的に国のほうには要望していつけるつもりでございます。

ただ、今まで24号バイパスの整備の中でインターチェンジアクセスという形のもの予算が昨年まではある部分ついておりましたが、今年度そのアクセス系統の関係で事業のほうをかなり減らされているというのが現実でございます。

西竹田満田線に関しましては、地権者の数という形のもの、あと2メートル50の歩道の幅員という質問が、一応3種の4級の2メートル50の歩道という形のもの設計計画で事業のほうは進めていく予定でございます。

県道に関しましては、先ほども言いましたが、交差点改良に関しましては、県道自体の法線の問題がありまして、その県道を通るのに交差点で湾曲するような形になっては困りますという平野小学校の南側なんです、そこを湾曲するような形になると困るというので、いろいろ課題点がいろいろありまして、協議のほうは現在進めておる状況でございます。

あと、退職者を活用につきましては、課といたしましては将来的な継続的な事業もありますので人材の育成を兼ねる関係で若い人材を育てていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） 1つ、見守りに関しては、聞きたいのは、やっぱり地域支援員というのは養成講座に行かせるだけが課題じゃなくて、行った人がどう活躍できるかというところが課題だと思うのです。その点では町が責任持ってそれをちゃんと活用していくかというところだけ聞きたいと思います。

あと、いろいろ部長おっしゃいましたけれど、今の話からすると安全面は全く考

えられていない。全体像が示されていない。ここだけやって、次行った、できた、ここしょうか、次あそこしょうかじゃなくて、もし整備するのならこの道路を生かすためにどうするかということで全体像を考えた上で、そのうちのこの分をしますよというなら、まだ説明つきますが、全然説明ついていません。私ら、八尾井手橋が6メートルだから6メートルするといっって、そうしたら子どもたちはそこを自転車で通っているでしょう、今でも。そんなところに車がたくさん来るようになったら危なくなるだけじゃないですか。本当に全体像を考えられていないと。その点では非常に不満の残る計画だと思います。

そこで町長に聞きたいのは、本当にこんなのやる気があるのか、やるつもりなのかということと。あと、補償工事については期限内に必ず実施するのかということこのこれからの運営についてどうされるのか、教えてください。

○議長（辻 一夫君） 町長。

○町長（森 章浩君） 今ご質問の54号道路でございますが、町としても推進をしていく予定でございます。

その町内への緊急車両の進入経路の確保、また災害時の道路の確保という観点からも必要でございます。ただ、議員お述べのとおり、安全面のところの配慮もしっかりと踏まえた上で進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。（「全体計画はないのですか」と吉田議員呼ぶ）

全体計画は、また示させていただきたいと思ひます。

そして補償問題でございますが、やはり6カ大字の皆様とのお約束事でございます。ただ、前町長との約束でございますが、町との約束でございますので、しっかりと期限までにおさまるように推進をしていくつもりでございますが、ただ相手方があることでございますので……。 （「そんなん言うたらあかんわ」と吉田議員呼ぶ）

それに向かつて、相手のやはり意向も踏まえながら、ただ町の意向も伝えながら、適切な妥協点を見つけて進めてまいりたいと思ひしております。ただ、期限を守るのは、やはり約束事でございますのでそれに向けて進めてまいりたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） 地域支援員につきましては、地域指導へ持つていくためのボランティアという部分で今後活用していきたいと考えております。

（「誰が」と吉田議員呼ぶ）

長寿介護課、町のほうですね。

○議長（辻 一夫君） 以上をもちまして10番、吉田議員の質問を打ち切ります。
続きまして、2番、阪東議員。

（2番 阪東吉三郎君 登壇）

○2番（阪東吉三郎君） 議長のお許しをいただきましたので、通告どおり一般質問させていただきます。

1. 生活排水の汚れを河川に流さないようにすることが川や海、湖を美しくよみがえらせ、溝や水路がきれいになるなど快適な生活環境を維持することになります。本町でも下水道の整備が進み、平成27年3月末で普及率が93.3%、水洗化率が92.8%になっています。しかし、生活排水を下水道につなげず、合併浄化槽等の処理がなされず河川に排出されていることがまだまだあるのではないのでしょうか。

そこでお尋ねします。

（1）本町の下水道接続率は幾らですか。現状を把握されていますか。また、合併浄化槽でない処理設備をいまだに使用されている家庭がどのくらいあるのですか。それらの改善について、今後どのように推進されるのか、お答えいただきたいと思います。

（2）奈良県では、国の平成26年1月30日付「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について」及び都道府県構想策定マニュアルを参考に市町村と連携し、本構想の見直しに着手しました。

そして、県全体の広域的観点から市町村の整備計画について調整・検討し、平成28年6月に「奈良県汚水処理構想」として策定しました。汚水処理の見直し方法とは、人家のまばらな区域は合併浄化槽が、人口の密集区域は下水道等の集合処理が経済的となります。下水道及び合併浄化槽、そして農業集落排水の3種類の汚水処理の方法の選択に当たっては経済性を基本としますが、整備時期、水質保全効

果、地域特性、汚水処理施設の特性、住民の意向等を総合的に考慮して汚水処理の方法を検討することにしました。

そこでお尋ねします。

本町では、「奈良県汚水処理構想」に基づいた汚水処理施設の早期整備についてどのように進められるのか、お答えいただきたいと思います。

再質問は自席で行います。

○議長（辻 一夫君） 上下水道部長。

（上下水道部長 山田英二君 登壇）

○上下水道部長（山田英二君） 2番、阪東議員の第1番目「汚水処理構想」についてのご質問にお答えいたします。

本町の下水道接続率につきましては、供用開始区域内において実際に接続されている人口の割合、いわゆる水洗化率は今年3月末時点で95.4%であり、前年度より2.6ポイント増加しております。増加の主な要因は、笠縫自治会における集中切りかえによるものであります。

水洗化率の推進につきましては、過去の定例会におきましても答弁させていただいておりますように、毎年度、工事を施工するに当たり公共汚水柵を設置する場所を決定していただくため、担当職員が個々のご家庭を訪問し、パンフレットの配布や指定工事店制度・改造資金貸付制度等の説明をさせていただいております。

また、工事が完成し、県との協議を経て供用開始を公示いたしますと、担当職員が当該地区のご家庭一軒一軒に「公共下水道への切りかえのご案内」を配布いたしております。加えまして、町ホームページに「供用開始区域図」を掲載するとともに、「下水道の概要」及び「下水道に関するパンフレット水洗化のすすめ」について常時発信しております。

また、今年2月に開催いたしました町政報告会におきましても水洗化の推進についてお願いをいたしました。

今後も、個別訪問による啓発にさらに努めてまいりたいと考えております。

また、「合併浄化槽以外の処理設備を使用されている家庭数」につきましては、今年3月末現在、単独浄化槽975基、くみ取り463戸と把握しております。

浄化槽が適正に維持管理され、本来の浄化機能が十分に発揮されているかどうか

確認する保守点検及び法定検査に関しては県の所管ではありますが、本町でも、年2回、広報及びホームページに掲載して啓発しております。

次に、「汚水処理施設の早期整備」につきましては、議員お述べのとおり、県が「奈良県汚水処理構想」を策定し、その中で、県全体の目標値として、平成26年度末で87.5%となっている汚水処理人口普及率を平成37年度までの10年間で95.1%に引き上げる目標を立てました。この数値目標は、奈良県下各市町村の整備計画について調整・検討した結果を取りまとめて策定されたものであります。

本町といたしましても、県汚水処理構想策定の基礎資料として昨年度に策定した「田原本町汚水処理基本構想」に基づき、現時点における家屋の分布状況等から、汚水処理施設間の経済比較を基本とし、下水道で汚水処理すべき区域と合併処理浄化槽で個別に汚水処理すべき区域の線引きを行っております。

今後、その線引きにより合併処理浄化槽となった区域におきましては、従来からの合併処理浄化槽設置補助制度を強化拡充し、わかりやすく説明させていただくことで住民の皆様のご理解・ご協力を得ながら、汚水処理施設の早期整備を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 阪東議員。

○2番（阪東吉三郎君） 今ご答弁いただきましてありがとうございます。

この中で単独浄化槽が975基、まだ現在残っているということです。これらについて、今後も戸別訪問等による啓発推進はされるのでしょうか。それが1点、再度質問させていただきます。

○議長（辻 一夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（山田英二君） 今、単独浄化槽についての整備されている方に対しての対応ということでしょうか。（「はい」と阪東議員呼ぶ）

単独浄化槽に……。

○議長（辻 一夫君） 部長、今後の対応を聞いておられるんです。

○上下水道部長（山田英二君） 啓発は順次行っております。

○議長（辻 一夫君） 阪東議員。

○2番（阪東吉三郎君） 個別訪問による啓発という考え方で捉えていいですか。

○議長（辻 一夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（山田英二君） 戸別訪問する際、具体的に個々に住民に対応するよ
うな形でご理解を求めるといような形のそういう対応をさせていただいておりま
す。

○議長（辻 一夫君） 今後も。

○上下水道部長（山田英二君） はい。今後につきましても、今理由の多くは現状に
不便を感じないとおっしゃられている方が今現におられまして、その方に対しても
ご理解を得るような形のご説明をさせていただく上で、個別訪問の上ご理解を得ら
れるようなご説明をさせていただいております。

以上です。

○議長（辻 一夫君） 阪東議員、3回になりますね。（「もう終わります、4回に
なる」と阪東議員呼ぶ）（「3回目やろう」と呼ぶ者あり）

3回終わりました。

○2番（阪東吉三郎君） 今ご答弁いただきましたとおり、住民の皆さんのご理解を
得ながら、着実に目標が達成されますようにご期待申し上げて、私の質問を終わら
せていただきます。

○議長（辻 一夫君） 以上をもちまして2番、阪東議員の質問を打ち切ります。

暫時休憩いたします。再開は午後1時からお願いいたします。

午前11時47分 休憩

午後 0時59分 再開

○副議長（森井基容君） 再開いたします。

午前に引き続きまして一般質問を行います。5番、森議員。

（5番 森 良子君 登壇）

○5番（森 良子君） 副議長のお許しを得まして一般質問をさせていただきます。

1. 唐古の資材置き場について。

私は、今年の3月、第1回定例会で「唐古の資材置き場について」で質問し、住
民の不安をなくすためどのような対応をされるのか、また町としてどのような見解を持

っているのかをお尋ねしたところ、とりあえずは静観していかなければならないとの答弁でした。

この資材置き場は造成されてから約半年ほどは何も置かれていませんでしたが、7月19日から物が搬入されています。主に鉄類のスクラップ、箱その他のようですが、最近では重機を使っての作業音が聞こえます。この資材置き場の近隣の方からは、このまま年数を重ねていくと騒音、臭い、ほこりなどの被害は出ないだろうか。しかも、大事な「唐古・鍵遺跡史跡公園」の目の前にあって景観的にもふさわしくない。史跡公園を守るためにも町としてしっかりチェックして見守ってほしいという不安の声が上がっていますので、再度お尋ねします。

このような、住民の不安をなくすために、どのような対応をされますか。

次に、2. 自主防災組織補助金交付について。

自主防災組織の結成及び活動を支援し、災害に強いまちづくりを推進するため、経費の2分の1以内の額の補助金を自治会の世帯数に応じて補助していただいています。

しかし、この交付要綱の第5条には「補助金の交付を受けた自主防災組織は、同一年度内において再度補助金の交付申請をすることができない」とありますが、その理由はなぜですか、わかりやすくご説明ください。

○副議長（森井基容君） 産業建設部長。

（産業建設部長 森 博康君 登壇）

○産業建設部長（森 博康君） 5番、森議員の第1番「唐古の資材置き場」についてのご質問にお答えいたします。

資材置き場の件につきましては、今年の3月議会での一般質問に対しご答弁させていただきましたが、建築用・建設用資材を置くための資材置き場として許可をとられ使用されているものと町は認識しているところでございます。

今年の7月ごろから資材の搬入が開始され、現在まで、産業廃棄物の搬入などの目的外使用がないか、定期的に現地を確認を行うとともに奈良県景観・環境総合センターと情報を共有しており、引き続き注視しているところでございます。

騒音や振動につきましては、大きな騒音や振動等の問題があれば対応してまいりたいと考えております。

また、奈良県景観・環境総合センターも現場に出向き既に確認されております。
今後も、目的外使用がないか定期的に現地を確認し、県とも連携を強化し、住民の不安解消になるよう対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（森井基容君） 総務部長。

（総務部長 持田尚顕君 登壇）

○総務部長（持田尚顕君） 続きまして、第2番目「自主防災組織補助金交付について」のご質問にお答えいたします。

自主防災組織の結成及び活動に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付しております。

補助対象は、防災用資材、災害用備蓄品及び防災用倉庫の購入に要する経費並びに防災訓練の実施などに要する経費の2分の1以内の額です。

補助金の額は、世帯数の区分に応じ20万円から40万円を限度としております。

補助金の交付は、おおむね他の補助金も事業実施の期間を年度としており、その申請は年1回となっています。備品の購入や防災訓練の実施経費等であり、年間を通した事業計画をもとに申請をしていただいているところでございます。

なお、交付決定後の事業の変更につきましては、著しい計画の変更や補助対象経費の20%を超える変更以外は軽微な変更として手続を簡素化しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（森井基容君） 森議員。

○5番（森 良子君） ご答弁ありがとうございます。

ご答弁の中では、問題があれば対応すると言っていたと思いますが、もう既に問題は起きております。この唐古と鍵のちょうど境目のところで唐古のほうの地域にこの資材置き場というのはあるのですけれども、この資材置き場の北側の3階建てのマンションの住民さんの話では、ベランダをあけると目の前が資材置き場が広がるというだけではなくて、作業が始まるとガラガラガシャーン、ガシャーンというすごい音がすると。騒音がひどくてテレビの音も聞こえない。家族同士の会話も聞こえない。だから、窓を閉めるしかないということで、非常に困っておられま

す。そして、これから秋に向かってクーラーも使わなくなるから、ベランダをあけて風を通したいのだけれども、とてもこれではあけられないという生の声があります。夫も仕事には日中は行っているのですけれども、たまに音を聞くことがあると、そしたらいらいらいらしてきているというようなことも聞かれました。

トラックが入ってきて、その中に電化製品なんかが入っているらしいのです。それをほじくり出すような感じで出して、重機でたたきつけて壊して、それで大きな重機のはさみで移動させていくのですけれども、それもうまいことつかめなかったりしたら失敗してガチャンガチャンと落ちるわけですよ。私も実際に音を何回か聞きましたけれども、本当に大きな音です。こんな大きな音が出るのという予想外でしたけれども、住民の方は本当に困っておられて、こんなところにこんなものをつくったら駄目だという声があります。

そして、この周辺には新しい住宅を建てるという予定がありますし、西鍵団地のほうの向こうにも新しい住宅も建つ予定になっております。それで、造成されているのですけれども、本町としてはより多くの住民の方が転入してきていただきたいという希望でございますが、こんなことでは住もうにも住めない、この地域は嫌やわというような声が上がってはこないかなと思って私は心配しております。

そしてまた、周辺の住民の方も心配しておられるのは、この騒音、ほこり、有害物質の流出なども不安を持っておられます。昨日のテレビニュース、ラジオでも盛んに報道されていましたが、奈良のI・T・Oという会社が、1カ月間に3件の事故が起こり死亡も発生しているのです。ベルトコンベヤーとか、それから破砕機などに従業員が挟まれていなくなったということで調べてみたらその破砕機の中から証拠が見つかったとかということも報道されてきました。このI・T・Oという会社はまさにこの資材置き場の会社なのです。そのI・T・Oのグループ会社の中でK - T E C Hという会社があるのですけれども、そのK - T E C Hが金属を専門に扱う会社ということで、I・T・Oの子会社みたいなものですね。それが今、唐古の資材置き場を経営しているわけです。まさにこんな事故を起こすような会社というので、私はますます安心できなくなりました。

地域の方も町がちゃんときちんとチェックして、そして安心できるように説明会でも開いてくれないのか、こう言っておられます。答弁でもおっしゃっているよう

に、具体的にどのように対応されていくのかということをお聞きしたいと思えます。

それからもう一つ、自主防災組織の補助金交付についてですが、この答弁では、なぜ1回なのか、その理由が私には理解できません。これで実態に本当に即しているのかというのも疑うわけです。

具体的には、多自治会では消火栓のホースの先につけるノズルが3本盗まれたということが起こりました。しかし、自治会ではもう既に防災補助金を1回申請した後だったので2回目として申請することができず、翌年度までの間、立て替え払いをしなければならない状態になっております。自治会としてはしっかりと計画を立てて補助金申請をしているけれども、突然こうした予期せぬ事態が起こるということです。こうした実態に合うようなものに審議をして改善していただきたいと思えます。

それと、20万円、30万円、40万円というふうに自治会の戸数に応じて補助金が準備されていますが、もし今年そういうことで突発的な予期せぬことが起こった。そしたら、その次の年に請求すればいいじゃないかということで、申請すればということなのですが、もし来年度、その次の年に30万円なり40万円を超えてしまっていた場合は請求できないということですよね。だから、そういうことを考えると、今のままの制度では本当に生きた補助金にならないのではないかなと思います。

そういう点で、先ほど言いました地域の方が不安を持たないようなことを説明されますかということ。

それともう一つは、環境基本法にもありますように、騒音が何デシベルに達しているのかということも町はきちんと説明するためにはかるべきだと思いますが、その点ではどうでしょうか、お答えください。お願いします。

○副議長（森井基容君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） まず、騒音の関係のご質問でございます。

ここの場所のみではございませんので、そういう騒音、振動等の測定が必要な事象が生じましたら田原本町として測定に参っております。

今現在のご質問の場所については、まだ測定は行っておりませんが、そういった

状況ということであれば当然町として測定をしてまいりたいと考えております。

それから、説明会ということでございますが、町が実施するということは考えておりません。

それから、自主防災組織の補助金の交付の関係でございます。補助対象というのはおおむね年間を通して計画をしていただけるものを補助対象として考えております。議員お述べのように、突発的にその必要になる場合があるだろうということもございますが、今、これは27年度からスタートした事業でございますが、年間を通して事業計画を立てていただいて、その経費の2分の1を補助するというところでございます。

これから進めていく中で、そういう年に数回そういう補助を必要とするような事態であれば、そういったところについてもまた今後研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（森井基容君） 森議員。

○5番（森 良子君） では、近いうちにその騒音に関して測定していただけるのですね。そういうふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

それともう一つ、この補助金の制度ですが、研究していきたいとおっしゃっていますけれども、研究していただいて、この第5条の「ただし、この要綱による補助金の交付を受けた自主防災組織は同一年度内において再度補助金を交付申請をすることができない」という項目を削除されればいいのじゃないかなと思っております。

300万円の予算のうちの、190万円ぐらい残っているというのもお聞きしていますので、こんなにたくさん残っているのだったらもうちょっと考えてもいいのじゃないかなというふうに思いますので、その辺よろしく申し上げます。

○副議長（森井基容君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） 騒音の測定につきましては、実施をしてまいりたいと考えております。

それから、自主防災補助金でございますが、今そういう複数回というご意見というのは、今現在そう多くは出ておりませんが、そういったことも含めて考えてまい

りたいというところでございます。

○副議長（森井基容君） 以上をもちまして5番、森議員の質問を打ち切ります。

続きまして、12番、松本議員。

（12番 松本美也子君 登壇）

○12番（松本美也子君） 副議長のお許しをいただき、通告書どおり一般質問をさせていただきます。

初めに、台風10号の影響のため大雨となり、東北地方、北海道に甚大な被害が出ました。被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

改めて質問に入らせていただきます。

1項目といたしまして、「食品ロス削減に向けて」についてお尋ねをいたします。

世界では約8億人（9人に1人）が栄養不足状態だと報じられていますが、その一方で、生産される約40億トンの3分の1に当たる約13億トンもの食料が廃棄されています。総務省のデータによりますと、日本国内における年間の食品廃棄量は、食料消費全体の2割に当たる約1、800万トン。このうち、売れ残りや期限切れの食品、食べ残しなど、本来食べられたはずのいわゆる「食品ロス」は500万トンないし800万トンとされています。これは、我が国における米の年間収穫量（平成24年約850万トン）に匹敵し、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食料援助量（平成23年で年間約390万トン）を大きく上回る量です。また、日本人1人あたりに換算すると、おにぎり約一、二個分が毎日捨てられている計算となります。

「食品ロス」の内訳では、外食産業やスーパー等の事業系が300万トンないし400万トン、一般家庭からの廃棄が約半分の200万トンから400万トンとなっています。その廃棄理由の内訳は、野菜の皮の厚剥きなどの「過剰除去」が55%、賞味期限切れなどで食べずに廃棄する「直接廃棄」が18%、「食べ残し」が27%となっています。

国内の対策は、平成12年6月、製造や小売、外食などの食品関連の事業者から排出される食品廃棄物の発生抑制と再利用の促進を目的に「食品リサイクル法」の制定が始まりで、平成20年には農林水産省が食品ロス削減に焦点を当てた検討会

を開催。平成24年7月には、消費者の意識改革を目的とした関係省庁による連絡会議が設置されて、現在、6府省庁（内閣府・警察庁・厚生労働省・総務省・法務省）で取り組みが展開されています。

本年新潟で開催されたG7農業大臣会合の宣言においても「食料の損失及び廃棄が経済・環境・社会において非常に重要な世界的問題」であることが明記されました。

消費者庁が本年7月20日に発表した「消費者基本計画行程表」の改定を受け、政府は関係省庁が連携して事業者や家庭、地方自治体などでさらに「食品ロス」の普及啓発が進むように取り組まれます。行程表には飲食店などでの削減に向けた取り組みを推進することや未利用食品を活用したフードバンク活動に必要な支援を実施することが初めて明記されました。加工食品などを製造・流通・販売の各過程で過剰生産しないように促す仕組みづくりや、家庭での削減に向けた取り組みの普及啓発も追加されました。（公明党新聞を参照、一部抜粋）

食品業界では「食品ロス」を助長する3分の1ルールから2分の1ルールへの見直しが検討されています。長野県松本市では、特に「食品ロス」の多い宴会などでの食べ残しを減らすため、乾杯後の30分と終了前の10分は自席で食事を楽しむ「3010運動」を推進し、食べ残しを半分程度まで減少させたと伺っています。

NPOの活動として、包装の印字ミスや賞味期限が近いなど、品質には問題はないが通常の販売が困難な食品、食材を食品メーカーから引き取って生活困窮者へ無償提供することで食品を有効活用するフードバンクの活動も知られるようになりました。

各家庭でも、買い物、料理、外食時に少しだけ気をつければ「食品ロス」を減らすことができます。例えば、「買い物前に冷蔵庫を点検する」、「定期的に冷蔵庫、食品保存庫を整理する」、「手前に陳列されている商品から買う」、「料理をつくり過ぎない。つくったら食べ切る」、「賞味期限と消費期限の違いを知る」、「非常食を日常使いして、使った分を買い足す」、「外食時に注文し過ぎない」等、今日からでも始められますが、物にあふれて暮らす生活が当たり前になっている中で、持続することは決して容易なことではありません。（パンプキン参照一部抜粋）

もし、地球温暖化の影響などで不作となり、各国が食料安全保障上の観点から日本への輸出を絞ることがあれば約3,000万人が餓死線上にさまよう警告する専門家もいます。

このように「食品ロス」のことで知り、無駄をなくすことはごみ減量化を初め家計を潤すだけでなく、大きく地球環境を変えていくことにつながると考えます。

「食品ロス」削減に向けた取り組みは「人が地球で生き続けるためのマナー」ではないでしょうか。「もったいない」の精神とともに命をいただく「食」を初めとして、あらゆることに感謝の心が育てば、人が変わり、地域が変わり、やがて国が変わると思います。一人一人の小さな取り組みが重なれば偉大な結果につながるはずです。本町においても「食品ロス」削減の取り組みが定着することを願ってお尋ねいたします。

- (1) 学校給食等における取り組みについて。
- (2) 各家庭への普及・啓発について。
- (3) フードバンクへの支援・活用について。
- (4) 民間事業者への食品ロス削減への普及・啓発について。

以上4点について本町のご見解をお聞かせください。

2項目といたしまして、「ともに幸せを感じられるまちづくりのために」ということでお尋ねいたします。

全国各地の市町村で、結婚という新しい門出と、新しい命の誕生を祝して、「ご当地婚姻届」や「ご当地出生届」が作成され、好評だと伺っています。

複数のデザインから選択できたり、「提出用」と思い出として手元に残しておけるよう「記念用」があったり、ホームページからダウンロードできるサービスを行っておられる市町村もあり、「ご当地婚姻届」を持って記念撮影するカップルもいらっしゃると伺っています。

本町においてもオリジナルの婚姻届や出生届を作成していただければ、地域への愛着心を醸成し、ともに幸せを感じられるまちづくりにつながるのではと考えます。ご見解をお聞かせください。

以上で私の質問を終わります。場合によりましては自席で質問させていただきま。ありがとうございます。

○副議長（森井基容君） 教育部長。

（教育部長 竹島基量君 登壇）

○教育部長（竹島基量君） 12番、松本議員の第1番目「食品ロス削減に向けて」のご質問にお答えをいたします。

食品ロス削減に向けての学校給食等における取り組みにつきましては、まず小学校では学校栄養職員等が中心となり、食育の観点から給食を通して食べ物の大切さと給食をつくってくれる人たちや食べ物の生産等にかかわる人たちへの感謝の心を育む指導を行っています。

幼稚園でも園児たちに発達段階に応じた食育の指導を行っていますが、3歳児の場合は、初めて出会う給食の食材や味つけに戸惑う園児もいるため、最初は牛乳や副食を少量ずつ配膳しておかわりができるようにするなど、徐々に給食になじめるような工夫もしています。

また、各小学校、幼稚園では、子どもたちだけではなく、保護者にも食べ物を大切に思う気持ちを再認識してもらえるよう、「給食参観」、「給食試食会」といった機会や「給食だより」などを利用して啓発に取り組んでいます。

食べ物の廃棄に私たちはつい無関心になりがちですが、このような学校給食における食育を通して、子どもたちの食べ物を大切に思う気持ちを高め、それを保護者にも発信していくことによって、それらが町全体に広がり、食品ロスの削減につながればと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（森井基容君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 中屋敷晃弘君 登壇）

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） 引き続き、ご質問にお答えいたします。

各家庭での食品ロスの原因である食べ残し・食材の余りなどにつきましては、議員お述べのように冷蔵庫等家庭内の在庫管理、計画的な食品の購入、調理方法の改善等により家庭における食品ロスを削減する取り組みを広報紙等に定期的に掲載し、農林水産省が提唱しています「食べものに、もったいないを、もういちど。」の啓発に努め、食品ロス削減に向けての意識・行動改革の普及を推進してまいるのでございます。

次に、フードバンクへの支援、活用につきまして、平成25年度に農林水産省が行った調査では、奈良県にはございませんが、全国に40団体が設立しております。フードバンクへの支援、活用につきましては、今後、調査研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、民間事業者への食品ロス削減への普及啓発につきましては、商工会を通じて、会員事業者に対し、より一層の削減に向けてチラシ等による啓発を図っていただくようお願いしているところであります。

次に、第2番目「ともに幸せを感じられるまちづくりのために」のご質問にお答えいたします。

婚姻届及び出生届は、カップルの人生の門出、並びに出産により生をうけ人としての門出にそれぞれ必要な届けであります。

本町の昨年度の婚姻届の受理件数は408件、出生届は386件であり、それぞれ一般的なものを採用しております。

これらの届け出用紙は全国の市区町村の役所・役場に問わず、入手先及び入手方法については限定されておられません。

また、戸籍法施行規則に基づく標準様式であれば用紙の余白部分のデザイン、レイアウトは自由に活用できるものであります。

議員お尋ねの「田原本町のオリジナルの婚姻届及び出生届の作成」につきましては、全国におきまして「ご当地婚姻届」を採用しています市区町村では、地域の風景やキャラクターなどをモチーフにすることで結婚後もその土地に愛着を持ってもらうことを狙いに行っているものであります。

本町におきましても、届け出用紙の余白を活用した田原本町独自の婚姻届及び出生届を来年度中に作成をし、田原本町への定住・移住につなげていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（森井基容君） 松本議員。

○12番（松本美也子君） ご答弁ありがとうございます。

2項目めの出生届と、それから婚姻届、来年度中にといいお返事いただきましたので、ありがとうございます。

その届け書を見たときに本当に笑顔いっぱいになられるようなすばらしいものを考えていただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

1 項目めの質問に再質問をさせていただきます。

今も部長からご答弁をいただきましたように、学校、そして幼稚園においても、そういう教育施設において、学校給食や食育を通じて食品ロス削減のための指導を行っていただいているということなのですけれど、多分やっけていただいていると思ひうのですけれど、もう一度確認をさせていただきますと思ひます。

子どもたちに、何のためにこの食品ロスの削減をするのかということ、それがどう地球環境にかかわって行くのかという環境教育もあわせてしていただいていると思ひうのですね。本当に子どもたちがこのことをしないとイケないということが心にしっかり入るような、何のためにということをも明確に指導して啓発をしていただきたと思ひます。その件についてお願ひをしたいと思ひます。

家庭ですけれども、部長からお答へしていただいたように、子どもから家庭にということも発信していただいていますし、家庭でできることというのをまた啓発をしていただくということで、お答へいただきました。

少し本当に心がけ、お一人お一人がほんのちょっと心がけることで地球全体、また日本全体にも大きく違ってくるかと思ひます。これがずっとこのことが生活の上で人生において当たり前のように続ていくように、ずっと啓発、啓蒙をしていただきたと思ひております。

そのために、町全体として食品ロスのこの運動を町民運動として立ち上げていただけたらというふうにお思ひております。町民運動としてのぼり旗を立てていただいたり、またいろんなところでその食品ロスを田原本町が率先して推進しているところを皆さんの目に見える形でパンフレットであったり、それからポスターであったりして、皆さんが目につく、そしてふだんから本当にそういう形で皆さんが当たり前のように子どもから大人までそのことを実践していただけるような環境づくりをお願ひしたいと思ひます。そのことについても質問をさせていただきます。

それと、事業者に対してなのですけれども、食事に行かせていただいたときにメニューの中に少し小盛りというのですか、そういうふうにはできますとか、食べられないものがあればご相談くださいというのをメニューの中に一言入れて表示をして

いただければ、食べ残しが減るのではないかなという、事業者に対してもそういうふうな協力を呼びかけていただけたらと思います。

福井県におきましては、食べ残しを減らす取り組みとして、飲食店等の協力を得て、「おいしいふくい食べきり運動」というのを展開されているようにも聞きました。毎日の生活で食事をしないということはないことです。それだけに、このことが、毎日のことですので、食品ロス削減に向けての意識を持つかそうでないかで随分地球環境に及ぼす影響も変わってきます。そのために、本当に先ほども何度も申し上げますが、これを町民運動としてしていただきたいというふうに思います。

それから、パンフレット、先ほども申しましたけれど、また今後講演とかイベントを通じてもこのことをしっかりと訴えていただきたいと思います。国連におきましても、30年までに世界全体の1人当たりの食品廃棄物を半減させる目標を採択しておりますし、また先ほど申しました農水省、消費者庁など関係6府省庁でも食品ロスの削減国民運動というのは今後も強まってくるかと思えます。それに向けていち早くうちの町でも取り組んでいただければと思い、今回質問させていただきましたので、このことに関してもう一度ご答弁をお願いしたいと存じます。

○副議長（森井基容君） 教育部長。

○教育部長（竹島基量君） 学校での取り組みについて答弁させていただきます。

食べ物を大切にすることの必要性、そして環境教育等につきましては、幼稚園では地域の方々の協力も得ながら野菜や米などの栽培、収穫の喜びを体験し、小学校では野菜の栽培、収穫、調理や我が国の農業、水産業や学校給食の始まりなどを学び、中学校では栄養素の働きや食生活、我が国の食育の自給率などを学ぶなど、子どもたちは幼稚園から中学校に至るまでそれぞれの年齢に応じた教育を受けていて、食べ物を大切に、生産にかかわる人々に感謝する心を育てています。

以上です。

○副議長（森井基容君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） 町民運動につきまして目に見える活動をとということで、さらに継続していかないといけないということになります。それと含めまして、事業者に対して、おっしゃっていただきましたメニューに小盛りできるとか表示するようにという部分と、また何かイベント等ありましたらパンフレットを配っ

てほしいということをお聞かせいただきまして、この点につきまして今後研究してまいりたいと思います。

○副議長（森井基容君） 松本議員。

○12番（松本美也子君） ありがとうございます。ぜひ進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○副議長（森井基容君） 以上をもちまして12番、松本議員の質問を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午後1時40分 休憩

午後1時41分 再開

○議長（辻 一夫君） 再開いたします。

続きまして、6番、古立議員。

（6番 古立憲昭君 登壇）

○6番（古立憲昭君） 議長のお許しをいただきまして、通告どおり一般質問をさせていただきます。

この9月は、防災関係が大変重要視されておる月でございます。ご承知のように、9月1日は防災の日で、この防災の日を中心に1週間は防災週間、本年度は8月30日から9月5日までが防災週間となっております。本町におきましても、8月28日の日曜日に防災訓練を行われました。

なぜ9月1日が防災の日であるかということをおし蛇足ですが申し上げさせていただきますと、1923年、大正11年に関東大震災が起きました。そのことの教訓を忘れないようにということで9月1日が防災の日と決められたそうでございます。

そこで、今回「災害に強いまちづくり」について、本町の考えや施策についてをお聞きしたいと思います。

我が国は、いつの時代でも地震、台風、雷、河川の氾濫など自然が荒れる国土であり、毎年、各地ではそれによる災害が発生し、多くの犠牲者や被害が発生してお

ります。これらの災害に対し、今までとは違った防災対策が必要となってきました。それは想定外にも負けない「事前防災」の実践であります。

そこで、「事前防災」に関して、幾つかお伺いをいたします。

まず、重要拠点施設の耐震性能です。建築基準法の耐震基準は「最低限度の基準」であって、壊れても人々の命を奪わないための基準です。しかし、熊本地震のような余震が頻発する断層帯の近辺では、建築基準法が定める最低の耐震基準を上回る設計が望ましいと言われております。

そこで、この災害時の対応に不可欠な重要施設、拠点施設の耐震性能の問題は大変重要であります。災害が発生し、被災者への対応を指揮する重要拠点の施設は、一般住宅より高い耐震性能を保持し、被災時に必要な機能が確保されなければなりません。

そこで、本町の重要拠点施設の耐震状況並びに十分に被災者に対し安全が確保できると思われるかどうかをお聞きいたします。

次に、ライフライン施設の耐震性の確保です。先般の熊本地震では7,900棟の全壊被害に対し、避難者は18万人と、住宅の被害数をはるかに超える避難者が発生しました。強烈な余震が多いことに加え、まさに生活に不可欠なライフライン施設の機能停止が避難者の増大につながりました。さらに水道、電気の機能喪失は、人工透析による命の継続や、災害対応のためには不可欠の情報収集・伝達に始まる活動全般の継続にとっても重大な課題となりました。

そこで、本町のライフライン施設である上下水道の耐震性能について現状をお聞かせください。そしてまた、とりあえず十分に対応が可能かどうかもお聞かせください。

次に、災害に強いまちづくりに求められるのは、「事前防災」の実践、減災・継続の準備と体制、そして「事前復興」の準備と実践の3つの取り組みであります。このことを言いかえますと、1つは減災、それから拡大防止、迅速に復旧できるまちづくりであり、この3点が住民を守る基本であります。それが強い町であります。

不意打ちとなる地震はもちろん、風水害でも、災害に強いまちづくりの必要条件は「事前防災」の実践であります。さきにお聞きした事柄が事前防災の重要なこと

であり、そして「そのうちに」云々では間に合わなくなります。この「事前防災」の実践、その取り組みについてお答えください。

また、災害が発生したとき、被害をゼロにすることは容易ではございません。発生後の対応が、被害の拡大を防ぐ取り組みとして重要になってまいります。

そこでお聞きいたします。

自らの被災時を想定して、拡大防止に対し、その取り組みをどのように検討されているのかをお聞きいたします。

そして、残念ながら被害が集中的に発生した場合、迅速に復旧復興ができるように、被害想定に基づいて復興の進め方や復興対策を事前準備・訓練し、さらに可能なところから事前に取り組んでおくことが災害に強いまちづくりの十分条件になり得る。

そこで、本町の被害発生時の迅速な復旧復興の取り組みをお答えください。

次に、避難所の「質の向上」についてお伺いをいたします。

避難所は、災害で家を失うなどした被災者を収容・保護し、避難生活を支えるための施設ですが、現実には衛生面、栄養、プライバシー、育児、介護などの生活にかかわる諸課題が手当てされないことで、複合的な環境悪化が被災者を追い詰める傾向にあります。東日本大震災の経験から平成25年6月に災害基本法が改正され、避難所における生活環境の整備などについて配慮が規定されました。しかし、熊本地震が発生した現在、避難所の「質の向上」がより具体的に問われております。それは「人がどれだけ人間らしい生活を送ることができているか」との観点から問われております。

具体的には3つに集約できると思います。

まず1つ目は、プライバシーの問題です。避難所となるところは小・中学校の体育館が中心で広く、そこに大勢の避難者が押し寄せているため、プライバシーを守ることが困難で、皆さんが肩身の狭い思いをされておられます。

2つ目として、女性と子どもに対する暴力のリスクであります。防犯のため環境改善や啓発などが適正に行われず、例えばトイレに行く場合、女性と子どもは一人で行かないように張り紙をするケースなどが起こってきております。

3つ目として、今まで蚊帳の外として取り扱われておりました車中避難者、また

避難所以外の場所へ避難した被災者への支援の問題であります。熊本地震では、激しい余震が続き、建物の倒壊のおそれから、多数の車中避難者が生じました。指定避難所以外へは、物資、食料、情報の提供、その他さまざまな支援が不十分でございました。しかし、この車中避難者、また指定外避難者は今後何かあったとき、地震があった、災害があったときは増大するものと思われまます。

これらの避難所の「質の向上」には4点考えられます。

1点目として、避難所・避難生活の多様な形態を想定し、平常時から支援方法を検討しておく。

2点目は、多様な避難者の存在を想定した被災者支援を検討しておく。

3点として、避難所の運営体制のマニュアル化をしておく。

4点目は、福祉避難所を指定し、しっかりと把握しておく。

以上4点を踏まえて、避難所の「質の向上」について本町のお考えをお聞かせください。

次に、被災者台帳「被災者支援システム」の導入・運用についてお聞きします。

被災者台帳とは、災害が発生した場合、被災者の援護を総合的かつ効果的に実施するため基礎となる台帳であります。災害基本法第90条の3第1項において、市町村長が作成されることとされています。

このシステムに関しては、平成23年3月議会で一般質問させていただきましたが、残念ながらほとんど検討されておられません。

被災者台帳を導入することによって、被災者の状況を的確に把握し、迅速な対応が可能になるほか、被災者が何度も申請を行わずに済む等、被災者の負担軽減が期待されております。このため、近年、東日本大震災や広島土砂災害、熊本地震大規模災害のみならず、災害が多発する中、被災者台帳の作成への認識が高まりつつありますが、その導入は必ずしも進んではおりません。

こうした実態を踏まえ、内閣府（防災担当）においては、平成26年度被災者台帳調査業務報告書を取りまとめ、地方自治体に対し、先進事例集、導入支援実証報告及びチェックリストを提示しています。この内閣府の報告において、被災者台帳の先進事例の一つとして取り上げられている「被災者支援システム」は1995年の阪神・淡路大震災の壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が独自に開発したシステ

ムで、現在、地方公共団体情報システム機構の「被災者支援システム全国サポートセンター」において、全国の地方公共団体に無償で公開・提供されております。

このシステムの最大の特徴は、家屋被害ではなく、被災者を中心に捉えている点です。住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、これをもとに、罹災証明書の発行、支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅への入退居など被災者支援に必要な情報を一元的に管理できます。これによって、被災者支援業務の効率化はもとより、被災者支援業務の正確性及び公平性を図ることができます。

システム導入に当たって、厳しい財政事情の中「システム経費までは捻出できない」、「いつ起こるかわからないことにお金も労力もかけられない」、また「コンピューターに精通した職員がいない」等、消極的な意見もございました。このシステムは、阪神・淡路大震災のさなかに、職員が被災住民のために開発したもので、必ずしも高いIT能力のある職員がいなければできないわけではありません。また、導入に当たって、地方自治体からの求めに応じて被災者支援システム全国サポートセンターから講師派遣も可能だそうです。仮に民間企業に導入を委託したとしても50万円程度しかかからないそうです。新たな設備は特に必要なく、既存のパソコンで十分に対応できるそうです。

このように、災害時に運悪く被災者になられた住民の方々の負担軽減かつ行政の効率を図ることのできるこの被災者支援システムを早期に導入するべきと考えますが、本町の考え方をお聞かせください。

以上が一般質問でございます。

○議長（辻 一夫君） 町長。

（町長 森 章浩君 登壇）

○町長（森 章浩君） 6番、古立議員の第1番目「災害に強いまちづくり」についてのご質問にお答えいたします。

いつでも起こり得る災害に、人的被害及び経済被害を軽減し、安心・安全を確保するために、自助・共助、公助による取り組みが求められていますので、住民の皆様と協働して進めてまいりたいと考えております。田原本町地域防災計画に基づき、取り組みを推進してまいります。

さて、今後発生するおそれのある大規模地震への防災・減災対策として、今後の

課題として検討すべき施策、個別の具体的な施策については、平成26年3月の中央防災会議の大規模地震防災・減災対策大綱の中で事前防災についてまとめられています。

まず、住宅その他の建築物の耐震化の促進や公共施設等の耐震につきましても、田原本町耐震改修促進計画に基づき、住宅や多数の者が利用する建築物、防災拠点となる町有建築物の耐震化を進めています。住宅の耐震診断支援や木造住宅の耐震改修補助を実施し、あわせて耐震化フォーラムの開催などの啓発に努めています。

なお、本町の公共施設の耐震化の現状は、庁舎及び避難所は全て基準を満たしております。

また、我が家の耐震対策とあわせて地域ぐるみで取り組む自主防災組織の活動経費や防災機材の購入などに支援を行い、組織力の強化を図っております。

安全、確実な避難の確保として、住民向けの地域防災計画の概要やハザードマップを冊子にしたものを作成し配布してまいります。

二次災害の軽減・防止対策として、道路・河川等の危険箇所の把握に努め、適切な応急措置を講じる必要があります。

また、大規模地震により被災した建築物の倒壊や部材の落下等による人命への二次被害を防止するため、必要に応じて県と連携のもと、被災宅地危険度判定活動を速やかに実施できるように努めてまいります。

次に、災害復旧・復興計画については、災害時相互応援協定を各種団体と結んでおり、連携を図りながら対応してまいります。

災害発生後から被災者が速やかに再起できるよう各種支援を行うとともに、社会経済基盤の再構築を図ることができるよう県と連携し策定を進めることとなります。

また、避難所における良好な生活環境の確保等に努めることが求められているところです。必要に応じ、避難所運営マニュアルの見直しを考えてまいります。

福祉避難所につきましては、現在、田原本町内5施設と協定を結んでおります。地域包括支援センターと日ごろから防災研修などを通し協力し、介護施設などのケアマネジャーと連携して対応できるように努めたいと考えています。

また、内閣府で策定された「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組

指針」を参考に、対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 上下水道部長。

（上下水道部長 山田英二君 登壇）

○上下水道部長（山田英二君） 引き続き、ご質問にお答えいたします。

「ライフライン施設の耐震性能」につきましては、国が示す指針に基づき、耐震化を進めております。

水道施設につきましては、平成19年度より耐震補強工事を行い、耐震の強化を図ってまいりました。

次に、下水道施設につきましても、新設・増設時に、指針に基づき管路施設の耐震性能を確保しております。

上下水道のいずれの指針においても、想定する地震動は2区分に分けられております。

まず、水道施設の指針では、1つ目として、施設の供用期間中に発生する可能性が高い地震動に対し要求される耐震性能は、重要な水道施設の場合、「健全な機能を損なわないこと」、それ以外の施設では「生じる損傷が軽微であって、機能に重大な影響を及ぼさないこと」とされています。2つ目は、過去から将来にわたって当該地点で考えられる最大規模の強さを有する地震動に対し要求される耐震性能は、重要な水道施設の場合、「生じる損傷が軽微であって、機能に重大な影響を及ぼさないこと」とされており、このような指針に基づく耐震性能を有する配水管を使用し、順次布設替えを進めております。

次に、下水道施設の指針では、1つ目として、施設の供用期間内に一、二度発生する確率を有する地震動に対し要求される耐震性能は、「損傷が生じず管渠が持つ本来の流下能力を確保する」とされております。2つ目は、施設の供用期間内に発生する確率は低いが大きな強度を有する地震動に対し要求される耐震性能は、「上流から下流へ流せる状態が確保できる」とされており、このような耐震性を考慮した設計を行っております。

また、既存施設において、抜本的な耐震対策ができていないところにつきましては、今後の改築・更新時期に合わせ耐震化を図る計画でございます。

次に、「地震時、この現状で十分な対応が可能であるか」についてでございますが、水道施設におきましては、来年度から大口径石綿セメント管の更新工事を進めてまいります。老朽管につきましても引き続き耐震化を進め、水道水の安定供給に努めてまいりたいと考えております。仮に水道施設において被害が発生した場合、被害状況を的確に把握し、円滑な復旧に努めてまいります。

次に、下水道施設におきましては、1995年（平成7年）に発生いたしました阪神・淡路大震災以後、1997年（平成9年）に国が示す耐震指針に初めて液状化対策が掲載され、それ以後、大規模地震が起こるたびに耐震指針の内容が充実化されております。しかしながら、下水道施設は、他のライフラインと異なり、地震時に同等の機能を代替する手段がなく、仮に町内の下水道施設が被災し、機能を果たさなくなった場合は、必要に応じ関係機関と協力し、仮設トイレの設置が必要となります。

よって、施設における耐震化指針の変遷に、今後も引き続き対応した取り組みを図っていく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

（総務部長 持田尚顕君 登壇）

○総務部長（持田尚顕君） 続きまして第2番目、被災者台帳「被災者支援システム」の導入・運用についてのご質問にお答えいたします。

被災者台帳は、災害が発生した場合、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要がある場合に整備するものでございます。

被災者台帳の整備の主なメリットとして、関係部署による情報を共有することで重複が排除でき、被災者の援護を迅速に対応することが可能となり、援護の漏れや二重支給等の防止、被災者の申請手続の軽減が図られるとされています。

議員お述べのように、西宮市の「被災者支援システム」は、被災地の経験と教訓、情報化のノウハウを生かしたシステムとして、更新し無償で公開・提供がされているところです。

大規模な災害による被災者の救護・支援を迅速かつ的確に対応するには、有用であり、導入について研究を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 6番、古立議員。

○6番（古立憲昭君） ご答弁ありがとうございます。再質問させていただきます。

重要拠点施設の件なのですけれども、一番大事な本庁舎なのですけれども、この本庁舎が雨漏りがしたなど、それから太陽光発電を入れようとする重さで耐え切れないとか、そういうことを伺っておるのですけれども、これで本当にこの庁舎が地震に耐えられるだけの耐震性能を持っておられるのかどうかということをお聞きしたいです。

それと、避難所運営マニュアルの件なのですけれども、この間、町の防災訓練のときにHUGをやられておられました。私は、これは大変いいことで、できたら各自治会に無理やり、そういう教育をしてあげてほしいなという感じを受けましたので、その辺、今後、HUGに関してどのようにされていくのか、考えておられたらお答えをお願いいたします。

次に、ライフラインの件なのですけれども、水道施設の指針が1つ、2つとなって検討されて、そして順次布設替えを進めておりますということなのですけれども、どの程度されておるのか、そしてある程度大丈夫だというのはいつぐらいまでかかるのか、計画がわかれば教えてください。

それともう一つは、既存施設について抜本的な耐震対策ができていないところというのがあるような感じを受けましたので、これをどのように進められるのか。その辺もお教えください。

それとあと、被災者支援システムなのですけれども、先ほど述べましたように、これは23年のときに導入をお願いしたのですけれども、検討すると言うてそのまま検討されずに今日まで来たのですけれども、別に導入しなくてもいけるんだと、田原本町は大丈夫だというご意見ならば別に導入していただかなくてもいいと思うのですけれども、その辺、現状、田原本町としては大丈夫だというお答えかどうかということをお教え願いたいと思います。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） まず、庁舎の耐震の関係でございます。

雨漏りにつきましては、一時的といいますか、庁舎の天井部分の部材の劣化とい

うことでございますので、現在につきましては雨漏りは生じておりません。それから、太陽光パネルの設置の関係でございますが、これは重さではございませんで、庁舎の屋上の面積が少のうございますので、そういったことでの採算ベースで設置が見送られたというところがございます。

それから、避難所運営の関係でございますが、避難所の運営マニュアルの見直しも当然必要でございますし、さきの防災訓練におきましても初めてHUGという取り組みをさせていただきました。今後の防災訓練におきましても、自主防災組織の参加も得ながら、引き続きその避難所運営マニュアル等を検証していただくような取り組みを進めてまいりたいと考えておりますし、防災訓練以外のところにつきましても、また自主防災の取り組みとしてお願いをしてまいりたいと考えております。

それから、避難者の支援システムでございますが、これも要らないということは考えておりません。確かに、大規模な災害が発生をいたしますと罹災証明等、当然事務をたくさん業務も対応していく必要がございますので、そういったことも考えながら先進事例を参考に研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（山田英二君） ライフライン施設の耐震性能でございますが、まずは水道施設に関しまして配水場、伊与戸の配水池及び公共物においては、阪神・淡路大震災以後の耐震基準で設計が行われております。よって、震度7の地震に対処できる構造となっております。

そして、上水道につきましては、耐震補強工事をほぼ完了しております。ただ、管路につきましては、ちょっと耐震化は、全体の配水管が21万メートルありまして、その中でまだまだちょっと低い状態であるのはあります。というのが現状でございます。これから耐震化、ポリエチレン管等の耐震化へ順次布設替えを行って耐震化を進めていっているところでございます。

それと、下水道の抜本的な今後の対策でございます。

平成10年4月1日以降に新規に発注する建設工事については、平成9年度に策定された下水道施設の耐震対策指針と解説を参照し、所要の耐震化を図ることとの

連絡があり、それ以降、本町においても指針を考慮した設計を行い整備しておりますが、平成27年度末現在で、今ある下水道管渠全体に対し、既に施設供用期間内において一、二度発生する確率を有する地震動に対応しているもの、これは今のところ60%、既に施設供用期間内に発生する確率は低いが大きな強度を有する地震動に対応しているもの10%、そして今後対策が必要なものとなっているものとして30%、だから70%ほぼ耐震化は進んでおりますが、30%まだ、それに対して今後耐震化を進めていくというような設計を考えております。

○議長（辻 一夫君） 6番、古立議員。

○6番（古立憲昭君） ありがとうございます。

やはり防災というのは、災害に対して非常に大事なところでございますので、特に災害に強いまちづくりをしっかりとつくっていただきたいと思っております。

昨日も35ミリほどの雨が集中的に降りましたですけれども、ある地域ではやはりかなり冠水したというところがあったみたいですので、やはりそういった部分では35ミリでそれですので、私は40ミリ程度まではこの町は大丈夫だと聞いていたのですが、まだまだやはり災害に強いまちづくりは本当に真剣に取り組んでいかなければいけないなという考え方をしております。

そこで最後に、町長にはこれは答えていただいているのですが、もう一度この災害に強いまちづくりについて町長の決意があればお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（辻 一夫君） 町長。

○町長（森 章浩君） ありがとうございます。

さきの防災訓練も初めて参加をさせていただきました。やはり事前防災というものはもちろん職員も、そして住民の皆様にもこれを訓練をするからこそ養えるものであると思っております。そのためには、やはり行政がしっかりと発信をして、災害に対するマニュアルであったり災害に対する知識であったりをどんどんどんどん発信していきながら啓蒙していく、そのために、さきの防災訓練が終わってからですが、2年に1回という防災訓練も1年に1回ということで毎年していきましようということで指示を出したところであります。

しっかりと災害に強いまちづくりに向け進めていきたいと思っておりますので、

またご協力よろしくお願ひしたいと思ひます。

- 議長（辻 一夫君） 以上をもちまして6番、古立議員の質問を打ち切ります。
これをもちまして一般質問を打ち切ります。

総括質疑（議第37号より議第43号まで及び認第1号の8議案について）

- 議長（辻 一夫君） 今期定例会に一括上程いたしました議第37号、平成27年度田原本町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてより、議第43号、天理市との定住自立圏形成協定の締結について及び認第1号、平成27年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定についてまでの8議案について、去る5日に行われました町長の提案理由の説明に対し総括質疑を許します。

質疑はありませんか。10番、吉田議員。

- 10番（吉田容工君） 今日最後ですので頑張っていきたいと思ひます。

まず、順番に行きたいと思ひます。

議第38号、一般会計補正予算（第3号）について質問します。

まず、高齢福祉費278万1,000円の増額と、介護ロボット導入ということで書いてあります。このロボットとはどういうものを導入するのかというところの説明をお願いします。

それと、農業基盤対策事業費351万1,000円の増額というのが入っています。平成26年の文化財の報告の中で、町の工事で遺跡の立ち会いに行ったらもう掘ってあったというような報告が入っていました。その点では、今回も掘った後でこういう文化財の調査をするのか、それともちゃんと掘る前から調査をするのかというところを教えてくださいなと思ひます。

それともう一つ、水と農地活用促進事業1,660万4,000円というのが上がっています。これは当初全く予算化されていなかったものがここに突然あらわれていますので、なぜ今回計上されたかと、その理由と事業の具体的な内容、説明をお願いします。

- 議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

- 住民福祉部長（中屋敷晃弘君） 介護ロボット導入についてなのですが、介護サービス事業者が介護ロボットを導入する際の経費の一部を助成することによ

り、介護ロボットの使用による介護従事者の負担軽減を図ることで、介護ロボットの普及による働きやすい職場環境の整備により、介護従事者の確保に資することを目的とするもので、今回の交付対象が全国で5,475事業所となるため、予算の範囲内、これは52億円における1事業所当たりの補助上限額が92万7,000円となったものであります。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） 農業基盤対策事業費の351万1,000円の増額に関しましては、発掘調査費の増額でございます。

満田地区、佐味遺跡の農道整備工事に係るものでございます。当初、満田の農業整備に関しましては、文化財の調査が必要な深さに達しない、掘削での施工が可能なものと考えておりましたが、想定より大きな擁壁が必要となりましたので、発掘調査費を今回追加増額させていただいたものでございます。

本年4月に入りまして、新たな奈良県土地改良事業、水と農地促進事業の要望照会がありまして、かねてからの地元要望がありました保津地区及び西代地区を申請したところ採択されることとなりましたので、1,660万4,000円の増額補正をさせていただくものでございます。

事業内容といたしましては、保津地区の井堰工事と西代地区の農道整備工事の2カ所でございます。井堰工事は、既設の板堰では河積が広いことにより管理が困難であり、作業にも危険を伴うため、手動転倒式ゲート、堰高1.2メートル、幅1.78メートルを1基、900万円で新設するものでございます。

農道整備工事は、道路肩も弱く農作物の荷崩れも起こるなど軽車両の通行に支障を来しており、現道の110メートルの耕作道に関しまして両側擁壁を施し、2メートル幅の舗装道路の農道整備を660万円で実施するものでございます。

また、西代地区の農道整備工事の実施に伴います発掘調査費も必要となりましたので、発掘調査費を100万4,000円を増額させていただいたものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（辻 一夫君） 10番、吉田議員。

○10番（吉田容工君） ちょっとまだまだわかりにくいので聞かせてもらいますけれど、介護ロボットというのは基本的にどんなものを導入するのかというのが全然

わからないですね。介護ロボット、いろんなロボットがあります。例えば施設の入り口に置いておいて受け答えするとかというのも介護ロボットやし、それからちょっと力が少なくて済むという、そういう体に装着するのも介護ロボットやし、いろいろあると思います。それがちょっとわからないので教えてほしいのと。

今、1事業所当たり92万7,000円という単価が出たということですから、これは3事業所かな、その辺もちょっと詳しく教えてもらえますか。

それと、森部長には、ちょっと私せっかく質問しているのに質問を聞いてほしいなというところですよ。森部長に聞いたのは、要するに農業基盤対策事業費では発掘調査をするというのは私知っていましたので、前提として、平成26年に町の工事で発掘調査が必要やとわかったから文化財保存課が駆けつけたら既にもう掘ってあって、掘ってあった後を調査せえというような話だったという報告書が出ていたので、今回もそういうふうに勝手に掘っておいて何も無いやろうというふうにするのか、それともちゃんと掘るところを見てもらえるのかというところはどうですかという質問をしたので、それに全く答えていただいてなかったと。それがちょっと不満なので、答えてほしいなと思います。そんなことないと思いますよ、思いますけれど、平成26年、実際に町の工事というのはあったということが報告されていますので、困るから聞いているだけです、お願いしますね。

それと、水と農地という点では、ちょっと答弁はわからなかったのですが、要するに28年度予算を立てた時点で無事に補助金申請すると。補助金申請するときには28年度の予算に入れた分だけじゃなくて、それ以上のものを要求していると。要するに、10割補償されるのじゃないだろうと、やっぱり半分ぐらいになるかわかんないというのを見越して、そういう工事も入れて申請して、後からこれも認められたので今回の予算に入れたとかという話やったらわかるのですが、その辺のいきさつを、何でこれが突然出てきたかというところのいきさつを簡単に、詳しくじゃなくて簡単にわかりやすいように答弁してください。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） 介護ロボット導入促進事業の補助金につきまして、92万7,000円掛ける3法人で278万1,000円となっております、これは3法人ございまして、それぞれ導入に対する見積価格を出した中で認め

られましたのが上限が92万7,000円となっております、これを出した分につきましては各事業所で負担する形となっております。

介護ロボットの種類につきましては、いろいろございますが、今回出てきましたのがシルエット見守りセンサーということで、夜間だとかだと思っておりますけれども、利用者の方が動かれたときにセンサーが鳴って教えてくれるというようなセンサーと、あとは先生おっしゃいましたとおり、少ない力でリフトから車椅子へ移乗できるようなロボットとなっております。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） 濟いません。満田農道整備工事に関しましては、当初予定していた擁壁では遺跡の遺構高まで行かないという形のもので計画を予算立てのときはしておりました。しかし、実際設計をかけた段階になりまして遺構高より下になるというような形の設計状況になりましたので、新たに発掘調査費用が要するという形になったわけでございます。

だから、先に掘ったというのじゃない。設計段階で遺構高より深くなったので、その設計を参考に先に発掘調査をお願いしますというような形でございます。

それと、水と農地に関しましては、今年度、全国的なのですが、田原本町もなのですが、農業の事業の予算のつきぐあいが悪い傾向になっておりまして、たまたま水と農地、県単事業に関しまして枠的なものを、ありますので使いますかという話になりましたので過去の要望事項に対しまして使わせていただくという流れになりました。よろしくをお願いします。

○議長（辻 一夫君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） それでは、議第39号を聞かせていただきます。

国民健康保険特別会計補正予算（第1号）です。

今回は、コンピューターシステム改修事業ということになっております。コンピューター改修事業でどういう中身のものかということと、来年、再来年に国保が奈良県単一になるというところで、どういう影響が出るのかということもあわせて答弁をお願いします。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） まず、コンピューターシステム改修の内容でござ

いますが、平成30年度からの国保県単位化に伴い、県は市町村に対し標準保険料率や国保事業費納付金等の算定を行うもので、その標準保険料等の算定の要素となる所得階級別世帯数、審査支払い件数等のデータ送信を「国保事業費納付金等算定標準システム」に対応させるためのシステム改修となっております。

2点目につきまして、国保県単一化の内容と被保険者への影響でございますが、高齢化の進展、医療の高度化等により医療給付費が増加し、将来的に国保財政が急激に悪化するおそれがあり、特に奈良県は小規模保険者の市町村が多く、少子・高齢化の進展等により保険運営が一層不安定になるおそれがあるため、県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、国保制度の安定化を図るものであります。

なお、県独自の取り組みとして、「同じ所得・世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料水準が同じ」ということを基本に、市町村納付金の算定方法の導入を目指すもので、今年度中に「制度設計素案の合意形成」、来年度に「制度の決定」、「条例等の整備」を行うものであり、現在、制度設計素案の合意形成に向け県と市町村が検討を行っているものであります。

また、県単一化による被保険者への影響につきましては、県が試算しました保険料額で、田原本町では若干の増になるものであります。

以上です。

○議長（辻 一夫君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） 今年から28年、29年と田原本町のデータを送っていただいて、田原本町の医療費とか保険料収入とか、そういうのを県が捕捉すると。それをもとに30年度から一本化して、その前にどのぐらいの基準報酬額というか、保険料額というのを示すのだと思うのですね。

それで、実際に田原本町の住民の方に今度保険税じゃなくて保険料になるとは聞いていますけれど、それはちょっとわからないです。それもちょっと答えてほしいのですけれども、田原本町自体が条例で制定するということになって初めて住民の皆さんへの課税ができるのだと思うのですけれども、課税か課料かちょっとあれなのですけれども、その点では今は若干の増だということですよ。

今、いわば田原本町国保会計は5億円の黒字と1億円の貯金がありますので、6

億円ありますので、当面は上げずにしのごうかという話をこれまでされてきたのかなと思いますけれども、これもいつまでもそういうわけにはいなくなってくるやろうと。その点では、国保料の決定に当たって、何でそうなるのということを県にやっぱり聞きたいわけですね、こう決まりましたよじゃなくてね。田原本町の人の医療費がいくらかかかっていて、その分、これだけ要るのだというような資料は田原本に提供していただけるのか、それともそういう細かい話は県議会で議論になるのかと、その辺はこの町議会でどこまでどう話をして説明してもらえるのかというところは見えてこないのですけれども、どうでしょうかね、わかる範囲でお願いします。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） まず、単一化になった場合の保険税なのか保険料なのかというところなのですけれども、現在本当に検討中のございまして、ただ県と市町村との検討会の中では保険料という言葉が使われております。

あと、町独自の激変緩和措置といいますか、今後県単一化になりましたら、県のほうが激変緩和措置をするのですけれども、あわせて今までの基金等ございまして、その辺につきましても田原本町独自の繰越金を活用した独自の激変緩和についても検討中であります。

納付金額の決定についてですけれども、今のところ町のほうにどういう基準で決定したかという、教えてくれるというところまではちょっとまだ説明を受けておりませんので、注意してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（辻 一夫君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） これからまだ2年の間にちょっと明確になってくると思いますので、よろしく申し上げます。

あと、議第40号、交流促進施設（道の駅）造成・唐古12号線道路改良工事の請負契約締結について質問させていただきます。

今回は、堂浦土木さんが落札されたということで、ちょっとその前に造成面積と、道路部分も一緒にすると、拡幅すると言うたので、そこも入れてなのか、ちょっとわかりませんねんが、造成面積がどのぐらいあるのかと。

この入札がどのような形で行われたかという説明をよろしくお願いします。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） 造成面積に関しましては、開発面積が7,043.42平方メートルで、うち道路部分の面積は、417.46平方メートルとなります。

入札状況につきましては、事後審査型条件つき一般競争によります入札で、町内業者7社が参加され、参加企業全て同額の最低制限価格の入札額でございました。

7,496万円、請負率は0.88392であったため、くじによりまして、田原本町大字宮古345番地、株式会社 堂浦土木 代表取締役 堂浦克友と落札契約いたしました。

○議長（辻 一夫君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） それで、今回はある程度土が入っている部分と入っていない部分がありますよね。この前、唐古・鍵の公園を造成するときに予定の土よりも入れたのだけれども、高さが足りなくて沈んでしまいましたという事例がありましたよね。今回もこの盛り土するに当たって、町は何立方メートルの土を入れなさいという指示をされているのかなと思うのですけれども、それで例えば一旦入れたけれども沈下してきたということが心配にならないような対応というのは、もしそれで足らなかった場合どうするのかということですね。

それと、これは面積が7,000平方メートルということですので、今議会の中でちょっと紹介されていた中継施設建設事業のご報告いただきましたよね、あそこも7,000平方メートルですよね。あそこが7,000平方メートルで9,669万8,800円かかりましたよという報告を今議会でいただきましたので、同じ面積で9,669万8,000円と7,149万6,000円とちょっと違いが大きいのだと思うのですけれども、このあたりは何でこう違うのかなというところを説明してください。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） 沈下での対応につきましては、今現在、大和紀伊の国の仕事の関係で、そこで使われた残土ですが、そこそこの山土を無償で入れていただいております。それに関しまして、建築時に必要な残5,000立方メートル

ほどの土を入れる予定をしております。

中継施設の経費との比較はちょっと今のところわかっておりません。申しわけありません。

○議長（辻 一夫君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） 3回目ですかね。

○議長（辻 一夫君） はい。

○10番（吉田容工君） そうですね。私が聞いたのは、1つは町が予定している土を、今5,000立方メートルとおっしゃいましたね、5,000立方メートル入れて、入れたけれどもこの前は土の質によって下がるのだと説明を受けたのですよ。入れたけれども下がった場合はどうするのかということ聞いたわけで、5,000立方メートル入れますよじゃなくて、5,000立方メートル入れたらちゃんとしたものができるのかと、そのときに実際に沈下したときにはどこ、工事費を追加するのか、それとも業者に持たせるのかとかという形で、どういう対応をされますかということ聞いていますので、それに対する答えをいただきたいと。

それと、どうなのでしょうね、中継施設、同じ面積でしょう、それは同じだと私は思うているのです。ちょっと違いが大きいなという点は、そこ普通に何でだろうなと思っていますので、知りませんということだったらどっちかが高いのかな、こっちが安過ぎるのかなと心配するわけ。ただ、こちらのもともと設計金額が8,088万4,000円ですよね。だから、もともとからして安いですよね。ちょっと何か説明をしてもらわないと、わかりませんでは大変だなと思いますが、何かありませんか、理由は。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） まず、沈下に関しましては、今回大和紀伊の土を入れてから半年以上、自然沈下の状態になっていまして、それに対しまして転圧作業を十分な形で入る予定していまして、公園のほうは沈下しましたけれど、先ほどもありました中継基地に関しましては、同じような工程的なもので事業は進めていますが、沈下のほうは起きていませんので、道の駅に関しても起きないと思っております。

公園は自然転圧という形のもので事業のほうをやっておられるのが経緯でござい

ます。

それと、工事費に関しましては、中継基地に関しましては貯留施設と擁壁を兼ねてボックスカルバートをすぐに巻いていると。3方向に対して巻いているような状況になっております。重力式擁壁と貯留施設を兼ねたものを中継基地に関しては3方向、北側、南側、東側に関しまして、2つの機能を兼ね備えたものを設置しております。今回の工事に関し、道の駅に関しましては、今現在、町道部分に関して今開渠になっていますからその1方向だけがボックスカルバート張りまして、あとは全てL型擁壁という形のものの施工になっております。（「貯留機能なし」と吉田議員呼ぶ）

貯留機能は建築に関してつくって、対応するように。

済いません。間違っていました。（「間違っている。正解のことを言って」と吉田議員呼ぶ）

貯留機能も込みで。だから、ボックスカルバートの貯留施設でなくて、単体の貯留施設を設置するというわけでございます。済いません。（「もう3回終わりましたね、私。あとは委員会でよろしく願います」と吉田議員呼ぶ）

○議長（辻 一夫君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） そしたら、議第42号へ行きます。指定管理者の指定について、今回、田原本町ふれあい農園を指定管理するという事で、奈良県農業協同組合に指定をしたいというふうに出ています。

この指定の経緯ですね、ずっと農協さんがやっていますけれども、それについて今回の指定の経緯を説明お願いできますか。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） 指定管理者の選定の方法でございます。

田原本町の公の施設におきます指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定によりまして、指定管理者になろうとする法人その他の団体を公募しなければならないこととなっているため、公募を行った結果、申請書を提出した者が、奈良県農業協同組合の1件であり、田原本町指定管理者選定委員会で審査をいただいた結果、指定管理者の候補者として指定されたものでございます。よろしく願います。

○議長（辻 一夫君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） わかりやすく言うたら、農協さんしか来られなかったという事で、農協さんを指定しますよということですよ。それはしょうがない部分もあると思うのですが、それで聞きたいのは、実際農協さんが指定管理者になられて、2カ所農園がありますが、農園でどういうふうな指導をされているのかと、どう役割を果たしておられるのか、なかなかちょっとわかりませんので、それを説明していただきたいのと。

いわばこの田原本町ふれあい農園を積極的に普及するという、そういう意識を持っておられるのかどうかというところ、言われたことだけやっていたらいいわということになるのか、それとも極力全面貸し出しできるような形で皆さんに使ってもらおうと、そういうような感じで臨んでいただけるのかというところを教えてください。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） 農園に関しましては、秦庄と八尾にございます。秦庄に関しましては、68区画のうち63区画が埋まっている状況でございます。八尾の38区画に関しましては全部埋まっております。

今区画が余っているところに関しましては、たしか8月の広報で新たな追加募集の広報を出させていただいたと思います。

それと、管理状況とか指導に関しましては、町への苦情はほとんどございません。区画間の草の問題とかというのに関しまして管理状況、草刈りとかを農協さんのほうでやっただけのような状況でございます。

以上でございます。

濟いません。農協さんのほうに利用サービスの向上に向けた利用促進という形のものをある程度考えてやっってもらっていると思います。

○議長（辻 一夫君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） 部長ね、草刈りだけやっただけですというのだったら、ちょっと農協さんにも失礼だし、その点では例えば水の確保とか、それから営農指導とか、わからないことがあったらここへ電話してくださいというような表示があって、農協さんにどれだけの相談が行ってあるかとか、そういう実態をつかま

えて指定管理者にどういうことを次にお願いするかと、農協さんも仕方がないなどいうことでやっていた部分もありますけれども、やっぱり田原本町の皆さんが本当にこれで生きがいを持っていただけるという事業だと思いますから、たくさんの方が利用されているのだと思います。この点では、ちゃんと部長のほうから農協は何をしてくれているのかと、もっとこういうものをしてほしいというようなものもあつたらそういう要求も聞くというような姿勢を持って臨んでほしいなと思っています。

これは、また委員会のほうで議論されると思いますので、よろしくお願いしておきます。

以上です。

○議長（辻 一夫君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

午後2時44分 散会